

厚岸町議会 平成21年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成21年3月13日

午前10時00分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまより平成21年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第2号 平成21年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

105ページ、3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障害者福祉費から進めてまいります。

2目心身障害者福祉費。

10番。

- 谷口委員 自立支援法が施行されてから、非常に自立支援法についての障害者の方々の戸惑いというのか、あるいは施設等の利用の問題で、さまざまなことが起きているわけでありましてけれども、この自立支援法の施行された後の現在までの厚岸町の施設利用状況について、説明をしていただきたい。

結果的に、今までの利用が不可能になった人がいるのか、あるいは、結果的に作業所等を利用している人の利用と報酬とといいますか、その関係で、とてもこれを利用できないということで、あきらめてしまっている人が厚岸町の障害者の中におられるのかどうか、この辺についてちょっと説明をお願いします。

- 委員長（音喜多委員） 福祉課長。

- 福祉課長（土肥課長） 確認させてもらってよろしいでしょうか。

施設利用者の推移ということと、それから、自立支援法が施行されたことによって、その利用のあり方が変わったかどうかということと、それと、利用するに当たって、利用できなくなった人がいるのかいないのかという、この3点でよろしいですか。

ちょっと済みません、時間を。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時03分休憩

午前10時05分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。
福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） お答えいたします。

自立支援法が施行されてからの施設利用者の推移でございます。

施行前、施設入所者数につきましては、4月時点で29名おりました。6月に1名の方が退所され、家庭に戻られております。その後は、さらに、同じ方だったと記憶しておりますが、家庭の事情で施設のほうへお戻りになったということと、それから、新たに入所者が1名増えてございます。これが19年の10月です。

それから、釧路のほうへ新たな施設ができ上がったときに、さらに1人が増えて、これが平成20年4月ですね。31人。

それから、さらに20年8月にはグループホームの1人の増、ここでは32人ということになります。

（「何人」の声あり）

●福祉課長（土肥課長） 32人ですね。

それから、さらに20年12月、昨年からは、新たにまた1人、ケアホームを利用する方が出まして、33人となって、今現在、33人で推移してございます。

ご存じのとおり、利用料等含めてさまざまな批判の中で、2回にわたり軽減措置というものが行われてきました。その中で、ある程度の一定の利用料の引き下げ等々、負担の軽減が図られたという中では、直接利用料が高過ぎて入居ができないんだというようなお話というのは聞こえてきていなかったのかなというふうに考えてございます。

その利用料につきましても、見込みの段階ですが、さらに特別措置等が21年度以降も図られると、継続される見込みであるということを知っておりますので、今後につきましてもですね、極端なといいますか、利用料の負担による施設の利用のしづらさというものは、相当これからも軽減されるものということを考え合わせれば、このままの数字で推移するのかなというふうには現在のところ考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 入所施設ですよ。それともう一つは、授産施設を利用される方がいますよね。町内外に、町内は小規模授産施設だと思うんですけど、町外の授産施設等を利用されている方もいるのではないのかなというふうに思うんですけども、授産施設の利用者にとっては、ある意味、非常に重い負担に今なっているのではないのかなというふうに思うんです。そういう点では、授産施設の利用者の状況はどうなっているか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） それも長い、何年かの流れの中での説明ということで……

●谷口委員 始まったときと今でいいです、そんな長年のやつでなくて。始まる前に何人だったけれども、始まった後、今現在何名か。

●福祉課長（土肥課長） 今現在の人数は押さえてはおりますけれども、始まった時点での人数というのはちょっと今、手元にないもんですから、ちょっと時間をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時13分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 大変申しわけございません。
平成18年4月当時、8名でありましたが、現在も8名ということで、人数は変わって
はございません。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 自立支援法は2006年ですよね、始まっているのが。まだ3年か4年かしかたっていないのに、調べるのに時間かかると。きのうは資料要求したら、もっと早く言えと町長に怒られたんですけど、この手のことは十分調べられる体制にしておいてもらわないと困るのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、先ほど質問でもお伺いいたしましたけど、町内の施設に何人通所されていて、町外には何人いる、その増減だとか、あるいは入れかわりだとかあったのかどうかということが必要ですよ。

それと、やはり入所施設に対する増の要因もあるわけですから、そうすると、結果的に今、自立支援法によって利用しやすい状況になっているのか、あるいは、人数が変わらない要因は、施設のほうで、運営者のほうが努力をして、利用者になるべく負担のかからない方法をとっているのかどうか、町も当然支援をしているわけですがけれども、その辺ではどうなんでしょう。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 国の特別対策によります施設への通所のあり方とか、それから、それまで月額報酬であったものを月額に切りかわったことによる減収、これらを補うための手立てというものをやってきたということでは、一定のこういった法の施行によ

って利用がしづらくなつたというところの歯どめはある程度かかってはいるのかなと思
っているところがございます。ただ、平成18年時点から、入れかわりを含めてどうい
う増減があつたのかという、施設ごとのということになりますと、ちょっとまた時間を
いただかなければなりません、よろしいですか、時間いただくということで。

(「いいよ」の声あり)

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 やはり厚岸町の福祉がこんなに頑張ってますよということを胸張って言うに
は、やっぱり流れみたいなのはきちんと押さえていただかなければ、私は困ると思
うんですよ。ですから、今、課長がおっしゃったようなことで、非常に自立支援法とい
うのは問題があるということで、国のほうも緊急措置を2度に渡って行ってきてるわけ
でしょう。そして、自立支援法の目指したものは、介護保険との統合が国のそもそ
の目的ですよ。ですけれども、そこまで今いけないんですけれども、やはり今、小規
模の授産施設が町にもあるんですけれども、そこでも大変苦勞して、この自立支援法
の中でどう障害者の方々を守って支えていける施設として利用していくかというこ
とで、ものすごい苦勞しているわけですよ。それに対して、町も理解があつて、それ
に、道、支庁の応援もあるんでしょうけれども、支援があるんでしょうけれども、それ
とあわせて応援をしているということになると思いますよね。それで、今、道の財政
等も非常に厳しいということで、その支援も打ち切られるんですか、今年度は。そ
の中でも、町はやろうというようなことで、今頑張っているところですよ。そうい
うことに対して、やはり厚岸町の流れみたいなのをきちんと説明をしていただかな
ければ、なかなか皆さんには理解していただけないし、障害者の方々の、本人、父
母の方々、それから、運営をしているグループの皆さんにも安心できるような施
策を打っていただかなければ困ると思うんですよ。ですから、その辺については、
やはり利用実態がきちんと把握した中で、今回の予算づけしたのはこれこれこれ
ですと、流れはちょっとわかりませんでは、私は困ると思うんです。今、十分調
査できないものはあえて要求はいたしません。ひとつそういうのもしかりやっ
ていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 自立支援法が施行されて2年半ほどたちまして、その間、
さまざまな団体が自立支援法のあり方の見直しというものが各方面で叫ばれ、検
討されてございます。厚岸町も所属しています町村会におきましても、抜本的な
見直しということで、町村会が中央の要請を行ったり、あるいは、各障害者
団体が署名活動を行うなど、この見直しにつきましてはさまざまな団体、さ
まざまな方々のご意見があつて、今、これまで2回打たれてきました特別
対策というものに対してですね、できれば法的な措置といひますか、特別
対策ではなくて恒久的な措置を図られればいいなという願いのもと、皆
さんそういった要求をしているという実態は私どもも把握しておりますし、
経営の難

し、困難さというものも十分認識しているところでございますので、できる限りの支援というものは継続し、町としても応援する態勢というものをつくっていきたい、このように考えております。

それから、小規模作業所でございます。ご存じのとおり、北海道も財政難ということで、財政的な補助体制を見直しをかけてきてございます。当初、半額にするとか全廃にするというようなお話もありましたが、今回は地方交付税措置がされている分について引き下げられたという内容でございますが、厚岸町としましては、障害者が行く場所として、最低でも一つ確保する、この使命がございます。これは法律でも決まっておりますし、そういった方々を、活動支援センターを守ると同時に、通われる方々の行き場所を守るという政策を、理事者の理解のもとに、昨年同額で予算を補助するというところで決定してございますので、どうかご理解をいただきたい。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

6番。

●佐齋委員 きこのうの障害のあれ、聞きたいんですけど、今、厚岸町立病院では何名くらいの方が人工透析していらっしゃるか。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 33名、うち、浜中町10名。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員 これは一部と二部という形で厚岸町の場合はやっておりますね。33名の中で、夜間透析を希望される方というのはございませんか。また、病院としては、今後、希望によっては夜間透析をするような考えはないですか。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 一部、二部透析をやっていて、午前、午後の中で動かしている日が1週間のうち2回ということでありまして。体制として、それらの調査を私どもが全体的な患者に向かってやった経過は今ありません。ただ、体制としては、今の透析をやっていく中では、体制的には、現体制の中でやるとすれば、それが限度というふうになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員 大変言いづらいんですけどね、私、当事者ですから、私も10年になります。釧路へ通っております。本来であれば、地元にあるんですから、地元ですればいいんで

しょうけど、残念ながら、日中やりますと反日以上がつぶれちゃう。夜の場合は5時からですから、3時半ころ行って、5時からやると、帰ってくると10時とかという形で、帰ってきてすぐ休めるし、体にも無理がなくていいんですけど、日中はどうしても、やってくるやっぱり2時間ぐらい、疲れちゃって、すぐ仕事ができない形で今いるわけなんですけど、それと、夏はいいんですけど、冬になると、やっぱりいろんな交通の関係で、雪が降ったりすると通うのが大変だと。若いうちは全然大丈夫だったが、年とともに大変になってくるんですが、もしでき得れば、そういう形ができれば、私のほかにも何人かの方が釧路へ行っていきますけど、できればそういう形にしていただければ大変ありがたいなということなものですから。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 基本的に、やっぱりそういう求める方はおられるかというふうに思います。ただ、夜間をやるということになりますと、患者さんといたしましてもある程度の時間ですか、9時だとか10時に終われるかといいますと、実際的に機械をすべてメンテナンスといいますか、次の診療に向かったの整備をしなきゃいけないとなると、それを専門にやるのであれば、もう少し人員をきちんとして、深夜割となっちゃうんですね、スタッフとしては。ですから、そういう意味からすると、その技師も3交代みたいな形に入れなきゃいけないですし、看護師もそういう体制にしなきゃいけないということでもありますので、この間も実は国というんですか、全国的な組織の方の透析患者の団体というんですか、家族会みたいな方々が来られましてですね、町立病院で透析をやめるという情報が何か全国的に流れたそうでもあります。そんなことはありません。ただ、今の透析患者をきちんと守りながらやっていきます。医療スタッフの問題、医師もまた透析専門の医師で動かしているわけでございませんで、兼務的に動かしているわけなんです。月に1回は権威のある病院の透析のドクターが入って患者管理をしているんですけども、そうすると、医師の問題もありましてですね、今の段階では一部、二部透析、もう少し拡大、この患者というのは増えていくというふうに我々読んでいます。ですけども、病院としては、今の患者を守るという立場でやっていることをご理解願いたい。重々、調査をすれば、やってくれということはお出してくるのかなと思っておりますけども、やったはいいけども、病院としてできるのかということになると、その辺のちよっと人的なもの、機械は2回、3回と回せばいいわけですから、よろしいんですけども、そういう状況にあるんで、二の足を踏んでる状況にあるということをご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員 確かに事情、そしてまた国あたりが、今までは5時間透析ということで、国も補助つけたけど、今はそれもなくなりまして、4時間きっちり4時間、5時間、6時間も補助金出さないということで、私の行っているの病院でもなくなりました。

それから、今、事務長言ったように、本当に年々腎臓の患者が増えているということ

は、成人病というんですか、糖尿病からものすごい腎臓の患者が増えているということで、かなり病院あたりでは、これに対しては注意してくれということで我々も言われています。私の行っている病院ではないですが、やっぱり夜間は月、水、金。今言ったように、機械の入れ替えがあるもんですから、一遍にできないもんですから、やっぱり月、水、金だけは夜間して、あとは火、木、土、それから、月、水、金は場所を変えたり、一部をやったり二部をやったりとやり出していますね。だから、毎週でなく、病院のほうで夜間透析していますけど、年々やっぱり、今、働き盛りの人が多いもんですから、どうしても夜間患者が増えてきて、夜間がびっちり、逆に朝があいてきているという現状なんですね。だから、いろいろお金かかる、それから、医者の問題、いろいろあると思いますけど、その辺、またいろいろ考慮して考えてみては。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） もう一つ、大きな透析医療の、今までは非常に収支の合うものだというふうに言われていましたけども、実は町立病院でやっている透析については、診療報酬関係、管理加算含めて、前回の報酬改正から、年間1,000万円、同じことをやって減額されています。減額って、いわゆる収入が得られないこと。ですから、本来であれば5年間で5,000万円、7年間で7,000万円あれば、大体機械も更新をしていかなきゃならない時期、基本的には5年なんですけど、7年か8年で、人の命を預かる本当の機械でありますから、取っかえなきゃいけない。ですけど、その収益が出てこないような状況になっている。運営経費は出てまいりますけど、そんな意味で、理事者をお願いをいたしまして、防衛庁調整交付金等々使いながら、施設設備をやらせていただいて、それがなければ、病院が1,000万円をかぶんなきゃいけないような状況に相なるということでもあります。ですから、ぎりぎりの中で透析を行っているということもご理解願いたい。

ただ、患者として増加になってくる、それと、夜間の要望があることは重々担当としても認識しておりますので、それらのことを相にらみながら、医局会等々の中で話し合いを持ちながら、今後の透析というものが、また次回の診療報酬でどうなるか、透析は毎年毎年やられているわけでございます。マイナス改定されているということでありますので、その行き先も含めて、ちょっと検討させていただきながら、患者の意向に沿うよう我々も努力いたしますけども、経営面もあるということもご理解願いながら、やっているということも理解していただければなと思います。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

15番。

●石澤委員 子供発達支援センターのことを聞きたいんですけど、障害児の子供たちの学校の休みのときの保育の状況なんですけど、発達支援センターで行っているんですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 学校が休みのときは、発達支援センターについては開館してございませんので、今は対応できてございません。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 そうすると、普通に学童に通える子は学童へ通っているんですね、夏休みとか冬休みは、障害者でない場合は、学校に通ってる子で。それで、その子たちのお母さんなんか働いていますのでね、そういう場所がないと、預けるところもないというのがあるもんですから、そういうのをどういうふうに考えているのかなと。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 希望される方につきましては、児童館のほうで一部、土曜日、それから夏休み等につきましてはお預かりしている状況がございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 それは、児童館は8時からですか、9時からですか、それとも11時ごろからでしたっけ。

（発言する者あり）

●石澤委員 11時ごろからでないと預からない場所というのは、発達支援センターのことなんじゃないかな。夏休みになってあれしたら困るっていう話を聞いたんです。それはそういうことはないということですね。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 障害児の一時保育という部分でというご質問でしょうか。

●石澤委員 ええ。

●福祉課長（土肥課長） その部分につきましては、現在、きちっとした厚岸町の制度が持っておりませんので、町内の中にはできてございません。一部、夏休み等、児童館でのお預かりというのは、一部、お母さんたちからの申し出があった方については受け入れをして、お預かりをしているという状況がございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

- 石澤委員 これからそういうのを、そういう制度を新しくやっていくということではできませんか。
- 委員長（音喜多委員） 福祉課長。
- 福祉課長（土肥課長） そうですね、働くお母さんや、そういった学童で障害をお持ちの方の支援ということを考え合わせれば、今、できていない部分について、まださまざまなものがありますが、厚岸町として何ができるのか、いつごろできるのかということにつきましては、この21年度予算の中でもご審議いただいております、ご審議ではないですね、障害者福祉計画の見直しが21年度にございます。この中で、何ができるのかということを検討しながら、ニーズ要望にもこたえられるような形で、財政の事情もございまして、場所の問題もございまして。いろんなことを整理した中で進めるしかないのかなというふうな今の段階では考えているところでございます。
- 委員長（音喜多委員） いいですか。
ほか、ございませんか。
進みます。
3目心身障害者特別対策費。
4目老人福祉費。
13番。
- 室崎委員 老人福祉でちょっとお聞きするんですが、お年寄りの家庭内の事故ですね、例えば、足が上がりなくなっちゃってるから、じゅうたんの縁につまずいて転んだとか、お風呂場で滑って頭を打ったとか、極端な場合、おぼれたとか、そういうのが大体65歳以上、これで見ると、交通事故と同じぐらいの数があるということがよく言われますが、町内ではそのような事故がどの程度あるのか。全くないということはありませんか、町内ではそのような事故がどの程度あるのか。全くないということはありませんか、町内ではそのような事故がどの程度あるのか。全くないということはありませんか、町内ではそのような事故がどの程度あるのか。全くないということはありませんか。
- 委員長（音喜多委員） 保健介護課長。
- 保健介護課長（久保課長） 高齢者の家庭内での事故の全体の件数を把握する調査をしたことがあるのかどうかということにつきましては、私ども、集計も含めて、そういう数値を持っておりませんので、町内で何件あるということについては、ちょっと数字を持っていないということで、ご理解いただきたいと思います。家庭内での日常生活におきますいろんな構造上の障害等につきましては、介護に入る前も含めて、介護予防の段階も含めて、包括支援センター、あるいはあみかのほうで情報を、相談も含めていただいております、その情報の中で、介護予防の住宅改修でありますとかというサービスにつないでいくということを私どもやっております。そういう意味で、全体でどのぐらいあるということにつきましては、大変申しわけないんですが、実態を押さえていない

ということでご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 対策としては、転ばない教室とかいろいろやっているのはわかっています。ただ、現状がどういう状況なのかということについて、最大漏らさずとは決して言いませんけども、概略だけでもやはりつかんでいく必要があると思うんですね。そうすると、対策もまたいろいろな形で立てられると思いますので、それはぜひご検討を願いたい。

その上で、また別の話に入りますが、お年寄りや障害者の方は反射神経が鈍くなっていたり、あるいはわかってもなかなか機敏に動けなかったりというような部分があります。それで、調理中に衣服に火がついて大やけどをするという事故が、この前も新聞にちょっと、有名な方で、名前忘れちゃいましたが、まだこの人生きてたんだなというような年のいった方が、それで大やけどをしたという記事が載っていましたね。

化繊のある種のものなんかは火の回りが早いんだと。それで、これは消防のほうでもたしか注意を喚起していて、防災の腕抜きや前掛けや衣料というものがあって、調理をするときにはなるべくそういうようなものを身につけてくださいという注意が出ているというのを目にしたことがあります。そういうものについて、厚岸町が奨励すること、あるいは何らかの手立てを打って普及していくとか、そういうようなことについては何か考えていますか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

今お話のありました防災対策の話でございますが、その前に、私ども、高齢者の日常生活に必要な用具の給付というものも実は規則で持っておりまして、こちらで対象になっておりますのは、電磁調理器、それから火災警報器、それから自動消火器という三つに限ったもので運用させていただいております。

お話ありましたように、調理中に衣類に火がつくというお話、先般も別な場でお聞きをしております。お話ありましたように、火災対策、あるいは消防のほうでのいろんな高齢者への情報提供も含めて、そういう動きがあるということでございましたので、私どもも日常生活用具の中で扱えるものかどうか、それから、情報提供含めてもっとしっかりやっていただきたいというお話でございましたので、両方面含めて、今後の中でどうあるべきかということも含めて検討を進めていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。よろしく申し上げます。

それと、もう1点、先ほどの家庭内事故との関連もあるんですが、委員長、ちょっと国保の関係と結びつくので、多少枠が広がりますけど、勘弁してください。簡単にやり

ますから。

お年寄りが転んだときに、よく起きる症状が、大腿骨の骨折なんですよ。それで、人工骨等を入れる手術というものをしなければならない場合がよくありますね。あれはたしか1回やると300万円か400万円か、そのぐらにかかるわけですよ。しかし、本人に全部負担ということにはもちろんなりませんので、国保、それから今の高齢者医療保険ですか、後期高齢者云々、そういうようなもののいわば会計を圧迫することにもなるわけです。

それで、これを防ぐために、これを防護する何とかプロテクターというようなものも開発されているようです。こういうようなものも、やはり普及を図っていくために、いろいろな手立てを打つべきでないか。そういうおそれのある人に最初からつけてもらうということに何がしかの補助ないし、あるいは貸与というようなもし制度が可能であるならば、国保の会計と一緒にして見ていくというと、大分安上がりでないかなというような気もするんですけどね。この点についても何か対策というものをお立てになっているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 質問者おっしゃるように、転倒骨折による手術代、私も三、四年前に、1回400万円ぐらにかかるのではないかという話を聞いたことがございます。そういう意味で、今おっしゃられる医療費との負担の問題で、新たにできないかという提案もいただきました。現時点ではそうしたいというお話申し上げられませんが、提言をいただいたということでの今後の課題の中で、どうあるべきかということに関係部署ともご相談をさせていただければというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

6番。

●佐齋委員 扶助費でもって、高齢者バスの乗車券の助成なんですけど、これ、現在は何名くらいの方が申請されて、それで、利用度というんですか、利用されればバス会社から請求来ると思うんですけど、それはどのくらいの率なんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 高齢者バス乗車券の交付状況でございますが、20年度は交付人数1,421名でございます。このうち、額面4,000円ということで、給付券の使用率53%でございます。交付した人数のうち何人が使われているのかという分についてはちょっと把握をしておりませんので、使用率で全体をおしはかっただけであればと思います。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員　そうですね、同じだったら何回も使われますから、人数はあれですけど、大体半分ぐらいの金額が利用されているということですね。前にもどなたかこのバス券について、タクシー券がほしいという要望があるということであれされていましたが、それはまだそういう要望が多いのか、それとも、前と変わらなくて、乗らないんだろうか、また、それに対して、その後、タクシー券、何か考えを持っておられるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

●委員長（音喜多委員）　保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長）　過去に、今、委員おっしゃられるように、タクシー券での利用ができないか、あるいは、自家用車を持っておられる高齢者につきましては、燃料費として使えないか等々のご要望があったというお話も私ども聞いております。当時、検討させていただいた中身で申し上げますと、例えばタクシー券での利用という形になりますと、額面自体も、現在4,000円という金額なものですから、回数的に何回使えるんだろうという問題も実はございます。当初、高齢者バス乗車券を助成をしましょうというところの発想、目的自体は、額面で幾らを助成をすればいいというお話ではなくて、高齢者の皆さんに外に出ていただくということの目的が本来ありまして、そういった初期の目的の問題、それから、いろいろ希望のあります利用の仕方の問題も含めて、検討の時点では、バス券のままの利用ということで当面いかせていただくという結論になっております。現時点で、じゃ、21年度、あるいは22年度に向けてという検討課題としては、まだそこまで踏み込んだ検討をしておりません。

●委員長（音喜多委員）　いいですか。

ほか、ございますか。

10番。

●谷口委員　今のバスの利用の件なんですけど、去年は交付率、利用率について説明されていたんですね。交付率が62%、そのうち利用されているのが70%というような説明がされていたように思うんですけど、今年はおわからないというようなことなんですけど、そういうことなんですけど、

それともう一つ、福祉バスの運行についてお尋ねをいたします。

これは町が所有しているいろんなバスもありますから、それも含めてお伺いしたいんですけど、今回、委託料で379万4,000円を見ているんですけど、この福祉バスの利用の仕方なんですけど、お年寄りの方々を中心とした利用を考えたものになっていると思うんですけども、それだけではなくて、町の行事等にも利用されることが多々ありますよね。そうすると、そういうときの利用に当たって、万が一、事故等が起きた場合の責任だとか、そういうものが今どうなっているのか。町の、例えば教育委員会のスクールバス等も、それ以外に使う場合がありますよね。患者輸送バスもそう使っているのかどうか、ちょっとわかりませんが、例えば友好都市の子供たちが来たときに、行事に、どこかに送迎するとか、そういう場合に、たまたまもし事故を起こしてしまったり、それが

身体にも与えるような事故が起きたという場合に、どういうふうに対応するのか。あるいは、こういう保険がかかっているから、そちらですべて解決をしますよというようなことができるような仕組みになっているのかどうか、お伺いをいたします。

それから、介護予防生活支援のところですけど、外出支援サービスがマイナス8万9,000円、それから、生きがい活動支援通所事業が昨年から見たら26万8,000円の増になっているんですけど、この事業、それぞれの内容と、今回の増減の理由について、説明をお願いしたいというふうに思います。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時04分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。
保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） 時間をとらせてまして申しわけございません。

福祉バスの利用中の事故等の対応でございますが、福祉バスそのものは社会福祉協議会に委託をして運行させていただいております。それに伴います、いわゆる車の保険等の対応につきましては、町が責任を持って車両保険等に加入をさせていただいて、万が一の対応に当たらせていただくということは当然のことでありまして、現在、保険の内容でございますが、自賠責の共済保険、対人が無制限でございます。それから、対物が1,000万円、それから、搭乗者が1,000万円という損害保険のものに入っております。これは福祉バスだけではなくて、町が運行しておりますその他の車両につきましても同様の対応になってございます。

それから、介護予防生活支援事業の中の外出支援サービス、それから、生きがい活動支援通所事業の、まず中身でございます。

外出支援サービスは、介護保険の給付の対象外の、いわゆる月に1回、あるいは2回の、町内の医療機関への通院というものがあります。これに対応して、社会福祉協議会へ事業を委託をさせていただいて、基本的には車いすを利用されている、あるいはベッドに寝ている状態で居宅にいらっしゃるといの方々を対象に、いわゆる介護度で申し上げますと、介護4、5というレベルでございます。この方たちは、営業車や個人の車でもなかなか移動ができないという事情がございます。そこに対する通院のサービス事業ということになっておりまして、利用される方は無料で利用していただくということになってまいります。

それから、生きがい活動支援通所事業でございますが、こちらも介護給付の対象外の方々、具体的にはデイサービスの横に生きがい活動の施設を持っております。そちらで介護予防のためのデイサービス事業を展開をしようということで、現在、対象者6名でございますが、要介護にならない利用ということでの相談やらプランづくりをさせてい

ただいて、支援をしていくという中身でございます。

事業費の増減でございますが、外出支援サービスにつきましては、前年度当初から比較をしますと8万6,000円の減という形でございます。特に利用者が減ったとかという中身ではございませんで、社会福祉協議会で年間の見通しの見積もりをいただいた中で、若干下がっているということでございます。

それから、生きがい活動支援通所事業のほうでございますが、今年度当初で見させていただきました金額224万7,000円ありますが、前年の当初と比較しますと26万8,000円の増ということで、これは生きがい施設の運営管理の経費、特に油代の上昇等も含めて、当初の中で少し多目に出てきているということで、利用者の大きな増減という中身ではございません。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 答弁漏れがございました。

高齢者バス券の交付率でございますが、対象者、平成20年度2,230人に対して、交付人数が1,418人でございますので、交付率63.59%でございます。大変失礼をいたしました。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●谷口委員 それで、利用は。

●保健介護課長（久保課長） 利用率につきましては、先ほど6番さんにご答弁申し上げましたとおり、53%の使用率でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、今回、予算は増えてますよね。高齢者バスの助成がね。それで、交付人数も増えているということになるんですけど、交付人数が増えているのと、利用人数も着実に増えているってということですか。去年の説明とはちょっと違うような気がするんですけど、53%の利用人数も含めて計算しなきゃなんないですよ、去年の利用状況にあわせて。交付人数は、確かに一昨年が1,407人と、それから、その前が1,411人というような説明を、去年の予算委員会では説明してるんですよ。そうすると、人数が行ったり来たり若干してるんですけど、利用率が上がっているのか下がっているのか、

その辺はどう見たらいいのかな。結果的に精算方式ですよね、やり方はね。そうすると、その辺で最終トータルはまだなんでしょうけれど、今までの利用状況はどうなのか、もう一度説明をしていただきたいと思います。

それから、福祉バス、町有のバス等の保険等について説明がありました。それで、対人無制限、対物、それから搭乗者がそれぞれ1,000万円でしたっけ、今の説明では、たしかね。例えば、搭乗者の場合、1,000万円で決着をつけることができるのかということがあると思いますよね。もし死亡事故等があった場合に、その人の年齢だとか、持っている役割だとか、いろんなことを含めると、果たして1,000万円がいいのか、さらに上積み、あるいはどうしても訴訟等になった場合に、これだけでは耐え得ることができるのか、その辺では、保険等の備えといいますか、これがこれで十分なのかどうなのか、もう一度お伺いをいたします。よろしくをお願いします。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 高齢者バス券の部分でございますが、今回、新年度で見させていただいている予算の中では、対象者2,350人という見込みをさせていただきました、このうち実際に交付する割合、先ほど20年度で63.59%というふうに報告をさせていただきましたが、新年度、65%分を見させていただきました。そういう意味では、交付人数の増というものが出来まいりますので、前年比、予算上は増える予算になるということでございます。

ここ一、二年の利用状況でございますが、平成18年度、635万円程度の利用がございました。19年度、20年度、20年度は今現在でございますが、560万円程度に下がっております。そういう意味で、ここ一、二年の状況としましては、低く推移をしているのかなという見方をしております。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 補償の関係につきましてご答弁申し上げたいと思います。

車両保険加入の範囲を超えた補償ということになりますと、町全体で加入しております全国町村会総合賠償補償保険というのがございます。この中で、町村等業務ということで、保険の対象とする業務ということで、業務の種類が挙げられております。今、ご質問者おっしゃられました社会福祉業務、あるいは学校教育業務、こういうものにつきましては保険の対象とする業務というふうになっておりますので、具体的な査定の段階ではもろもろの事務入ってまいります、車両保険等々の加入で対応できない部分については、こちらの対応が可能になるというふうに承知をいたしております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 初めにも言いましたけれど、例えば社会福祉、それから、社会教育含めて教育関係の仕事で、これは町内の仕事としてやった場合ですよね。例えば、これが町外の

人を乗せて、町内の人も含めてですけれども、例えば町外に視察研修等に出かけるという場合がありますよね。そういうことがあるかないかはわかりませんが、厚岸町は人の車に乗っても自分たちの車には絶対乗せませんよというふうになっているのかどうかは、その辺はわかりませんが、結構お互い、自治体のそういうサービス業務みたいな、行事等があれば、そういうことで他の町村の人でも乗せて、一緒にどこかに向かうだとか、町内の施設見学、あるいは移動等にかかわることが多々あるのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういうことを含めても、今、課長が説明された内容の保険で十分カバーできるというふうに考えていいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

賠償責任保険の対象ということでございますが、住民等、第三者の生命もしくは身体を害しというようなことで、住民はもちろんです、幅広く第三者という規定をしておりますので、この範囲で救えるものというふうに解釈をいたしております。なお、詳細につきましては、具体的な事故が起きたら、即管轄をいたします会社の調査員との連携をとりながら、速やかに対応をさせていただくというふうなことになるかと思っております。

先ほど金額的なことを触れませんでした、身体賠償では2億円型というのに加入をいたしております。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか、ございませんか。

2番。

●堀委員 私は、特別養護老人ホーム心和園整備事業についてお聞きしたいと思います。

まず、特別養護老人ホーム、入所施設と短期入所施設というふうに分けて予算計上されているんですけれども、これら、その発注方法というのをまず教えていただきたい。

また、通常、建築主体とか、電気、あと、設備関係というふうに分割するのか、また、その建築主体においても細部にわたって分割するのかというものもお聞きしたいと思います。

それと、発注予定工期、いつぐらいから発注予定となるのかを教えていただきたい。

分割するなり、発注に当たっての地元での対象業者数というものを教えていただきたいと思っております。

それと、備品購入費、短期とそうじゃないほうで、合わせて6,584万7,000円というふうになっているんですけれども、ものはいろいろあると思うんですけれども、このうち、地元の業者なりから購入することができないものというのが、主なものでよろしいですから、教えていただきたい。その総額というものは大体幾らぐらいになるのかを教えていただきたいと思っております。

それと、もう1点は、施工管理委託料なんですけれども、二つ合わせて1,155万円というようになっておりまして、この施工管理委託料の中身、また、工期にもよるんですけれども、例えば1,000万円も超えるわけですから、端的に言いまして、発注、設計する原課のほうに1人雇用しても十分対応というものが可能じゃないのか、そういうものが雇用をふやすとか、そういうこととというのができないのかということをお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず私のほうから、特別養護老人ホームの発注のことをごさいますけども、まず、発注はまだ未定でございます。ただ、工種別には、建築工事、それから電気工事、それと給排水設備関係、こういったものに分類されて発注することを今考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時33分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 時間をとらせて申しわけございません。

工事の発注でございますけども、まだどのような方式でもって発注するかというのはまだまだ決まっております。そのため、まだ地元の業者が何者入るとかどうだということはまだお答えできる状態ではないことをご理解願いたいというふうに思います。

それから、入所施設の建築工事の施工管理の委託の業務でございますけども、これにつきましては、業種が建築、それから機械的な設備関係、電気関係といった専門、専門に工事の管理が出てまいります。そうしたことから、1人で入ってくるというものでなくて、専門、専門の技術者が入って管理をするといったことで、この値段となっているものでございます。

●委員長（音喜多委員） 特老施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 私のほうからは、備品関係についてお答え申し上げたいと思います。

基本的に町内業者で発注できないものという備品につきましては、浴室などに配置する予定しております特殊浴槽というものについては、基本的にはちょっと町内業者では、専門的知識を要しますので、無理かなと考えています。その他につきましては、厨房関

係も一部あるかもしれませんが、できるだけ町内業者で発注できるような形で今のところは考えております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 予定工期、発注予定時期というものを聞いたんですけど、それをもう一度教えていただきたいと思います。

それと、浴槽関係というのが大体幾らくらい、特殊浴槽というのが幾らなのか、6,500万円のうちどれくらい占めて、例えば地元に出すというか、地元の人が納入可能なものというのが残額幾らくらいになるのかというのを教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 予定工期でございますけども、これも今、検討中でございます。今、検討中でございますけども、何とか7月の上旬ぐらいには着手ができることで、今、検討を進めているところでございます。7月の初めぐらいから2月いっぱい、その辺の中で検討しているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 特老施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 備品なんですけど、基本的にショートステイ、短期入所の部分についています723万円につきましては、町内業者にすべて発注できるものというふうを考えております。そのほかに、施設の部分につきましては、浴槽部分、1,800万円ぐらいが浴室にかかりますので、そのほかでは、厨房関係が、ちょっとこれは細かくなりますので、基本的には1,800万円以外はある程度町内業者でいけるのかなというふう考えています。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 まず、予定工期、7月くらいからということなんですけども、そうすると、例えば、当然、額にもよるんですけども、議会のほうにも議決をいただくようなことにもなるというようなことを考えていくと、6月の初めくらいには入札とかというようなこととなりますよね。そうすると、もう2カ月ぐらいしかないような中で、いまだに発注方法というのがまだ決まっていないというのはどういうことなのか。もう既にやはりある程度、当然、一般競争入札であれば、告示するというようなこともなるわけですから、それじゃなくて、今、厚岸町では別な方式というものをとられている中で、期間を短くするといっても、やはりもう発注方法なりというのは定めておかなければ、また設計なり発注する担当者としても、やはり大変なところがあるんじゃないのかなと思うんで、そこら辺はどうなんでしょうか。

あと、備品関係のほうについてはわかりました。

それと、施工管理なんですけども、建築、電気、給排水と、それぞれ専門分野があって、それぞれがあると。じゃ、施工管理も3件に頼むようになるのかということをお教えいただきたいと。3者なり3件に分割しての発注になるのかというものを教えていただきたいと思います。

それと、ちょっと聞き忘れたんですけど、現在、特別養護老人ホーム心和園整備事業、これにかかわって、特定経常建設共同企業体の申し出があるのか、それと、1年間の期限とする経常建設の共同企業体の申し出というもの、今、厚岸町のほうに出されているのかということをお教えいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 発注方法についてでございますけれども、まだ予算の議決をいただいております。予算の議決をいただいた後、発注方法を定める。これは指名委員会という組織が町内部にございまして、そこで議論をして、どういう発注形式にするか、どういう分割の方法にするのかということが議論されて、決定されるものであります。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私からは、施工管理の委託の業務でございますけども、これは今、1件で発注する方法を今検討をしております。

それから、特定経常建設共同企業体の申し出等はまだ上がってきているところがございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 施工管理のほう、1件でというふうになって、先ほど三つの専門分野のことが必要だと。じゃ、1件頼んだところでは3人が主任技術者というのかな、そういうような施工管理者としての選定を受けるというふうに考えておいてよろしいでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） そうした技術者を備えているところ、そういったところを集めて、そういうところに発注できればというふうに考えてございます。ですから、専門、専門の業者が抱えているところに発注するというところでご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、じゃ、あくまでも町として別に7月から2月までの間、施工管理者になり得る人を雇用するということは考えていないというふうに理解していいということですね。

- 委員長（音喜多委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 特別養護老人ホーム心和園建設のために、特別に専門の施工管理者を雇うということは考えていないわけでございます。

- 委員長（音喜多委員） いいですか。
ほか、ございませんか。
15番。

- 石澤委員 今、心和園にできるユニット方式のことについて聞きたいんですけど、ユニット方式になったことによって利用料がどうなるのかな、負担が増えるんですか、それとも、その辺がどうなっているのか。

- 委員長（音喜多委員） 特老施設長。

- 特老施設長（桂川施設長） ユニット化に伴いまして、ホテルコストというものが別にかかってきます。その部分では、今のところの試算では1万5,000円ぐらいの一部負担は出るのかなというふうな予想はしております。

- 委員長（音喜多委員） 15番。

- 石澤委員 そうすると、今、ぎりぎり入っている、国民年金で入っておられる方いますよね。そういう人たちにとっては、このユニット方式のほうには入れないということになるんですか。それとも、厚岸の中では、今、待機している人の中で、すんなり入れないで、ほかのところから来て入っちゃうとかということにはなるんですか。

- 委員長（音喜多委員） 特老施設長。

- 特老施設長（桂川施設長） 今回の増床につきましては18床というふうに出ておりますけれども、今現在入られている方につきましては、希望があれば個室ユニットのほうに移動はできます。18床が満杯にならない、基本的には18床というのは、以前にお話ししたことありますけど、町内の方がまず最優先というふうに考えています。そのほかで、どうしても埋まらない場合については、町外の方も何件か申し込みありますので、そういう方も入る可能性はあるというふうに考えております。

- 委員長（音喜多委員） 15番。

- 石澤委員 そうすると、今の入っているお金では、1万5,000円も上がると移れないですよ。そうすると、どうなるのかな。軽減とかということができるんですか。

●委員長（音喜多委員） 特老施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 今現在もその軽減はかかっておりますので、基本的に個室ユニットを希望されてそちらに移った場合については、国民年金でおさまらない部分については、やはりご家族の負担になるだろうというふうに考えます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 そうしたら、すごい入れる人がかえって少なくなっちゃうのかなという感じがするんですけど、やっぱりお金がないとユニットとかそういうところに入れられない施設になってしまうのかなという気がするんですけど、何かその辺の補助とか、今、家族に負担と言われても、すごく大変でしょうし、その辺の補助とかも考えてほしいなと思うんですが。

●委員長（音喜多委員） 特老施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 今回、増床に当たりましては、その辺が一番の問題点と考えておりました。ただ、実際には、やはりほかのグループホームだとか、例えば入院されたとしても、基本的にはそれ以上の、ユニットに入る以上の負担はやっぱりかかっているようでございます。そういう意味では、公立ということもありますし、そういう面では、ほかのところと比べると、相当額的には安いというふうに考えておりますけども、その負担軽減につきましては、今のところはちょっとご返答が難しいということで、ご理解賜ればと思います。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 ということは、これから検討していくこともあるというふうに考えていいんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 今、施設長のほうからお話いただきました負担の分につきましては、介護保険制度の中で、世帯の所得の状況に応じてそれぞれ規定がされております1カ月分の負担限度額というものを参考にして、多床室とユニットの差が1万5,000円程度になるんですよというお話をしておりました。

委員のほうから、町独自でそういうものの検討がという趣旨だというふうに思いますが、これは医療保険もそうなのでありますが、制度の中での認められた軽減措置以外に、町がそういう制度を設けて助成をするということにつきましては、今の制度上の問題として、そして町の財政上の問題も含めて、これは難しいものであるということでご理解

をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 待機している人たちにとっては、すごく、せっかく18床も増えて、家族にしても本人にしても、ある意味、待ってた施設だと思うんです。ですから、今、無理ってあっさり切ってしまうしないで、いろんな方式を考えて、もう少し方法をこれから考えていってほしいと思うんですけど、町だけでやれということは確かに無理だということはわかるんですが、やっぱり厚岸町でつくって、せっかくできた施設ですから、使いやすい方法をこれから検討していってほしいと思います。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 繰り返しの話になるかもしれませんが、失礼を申し上げます。

今、ユニットで整備をする、そのことが利用者の利用料が増えるということについては、計画前からわかっている話でございました。国の補助制度を受けて施設整備をする段階で、従来の多床室では補助金は出ませんという仕組みになっているものですから、18床を整備をする上では、国が今求めておりますユニット型の、いわゆる9人単位の共同生活のものを二つ整備をするということになるわけではありますが、その選択をせざるを得ないというのが今回の施設整備の現状でございます。

そういう意味で、そのことによってホテルコストが新たに増えるという部分につきましては、かかった経費そのものが全部かかるということではございませんで、介護保険で決められておりますホテルコストの増減というものは今現在もでございます。新しい施設が幾ら整備費がかかろうが、介護保険の単価を超えて設定するということはできません。そんな仕組みの中で、第1段階、第2段階、第3段階、第4段階という世帯の所得の状況に応じた軽減措置を適用させていただいて、これまでもやってきておりますし、これからもそういう仕組みの中で運営せざるを得ないということでございますので、施設長から申し上げますように、自分の年金だけではその負担がし切れないという方も現実には出てくるだろうというふうに思いますが、そこはご家族の支援ということも含めて、ぜひそういう方向での検討をいただければなという思いで今いるところでございます。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

14番。

●竹田委員 設計管理委託料955万9,000円に対して、工事費が4億6,211万2,000円。新築の場合の、新設の場合の工事の委託料というか工事費の工事に対する割合の%と、それから、こういった増改築の場合というのは、当然、設計料というのは、もとの既存の部分

と増築されなきゃならない部分を両方加味して見なきゃならないので、新設よりも高上がりになるという話は聞いているんですよ。この金額っていうのが高いのか安いのかというのは、どういうふうに認識しているかということを知りたいんですよ。

●委員長（音喜多委員） 休憩。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

14番さんの質問に対する答弁から始めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 施工管理の業務の委託料でございますけども、これは北海道の営繕工事、設計管理業務委託料算定基準により算出をしております。算定方法につきましては、概算工事費を出して、その中で必要な人工数とその算定基準の中に入れておきまして、それから積み上げて積算をしていって料金を出しているというものでございまして、安いか高いか、どう考えているかということでございますけども、こういった委託料算定基準により算出しているものでございますので、あくまでも標準的な価格というふうに押さえてございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 北海道の委託料算定基準というのをを用いてやっているというお話なんですけども、種類別っていうのはないんでしょうかね。工種によって、こういう場合の設計は何%とかという。全部同じなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この積算基準でございますけども、工種別には算定はできるようなはなっておりません。ただ、建物の種類によっては算出がちょっと変わってくるというふうになってございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 一番先の最初の質問のときに言った、新築と、それから増改築等の差ですよ。それについて最初に聞いてたんですけど、その辺はどうなんですかね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この委託料算定基準の中では、新築とか増改築といった、それが分かれた算出にはなってございません。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 民間であれば、当然、増改築の場合は、既存の建物がどういう形にまずなっているのか、前の設計図書を見ながら、例えば増築されるほうと新築されるほうの連結する部分にどういった毀傷を促すか、そういうまず既存の部分を確認しなければ、次の工事の設計ができないという、そういう流れになってくるので、あくまでも増改築するときに委託料の算定というのはわかるんですよ。というのは、ただの新築よりも増改築のほうが工事料がかさむので、かさんだ分、設計料も上がるという、そういうふうな比例をしていくというのは当然わかっているんですけども、ただ、算定基準が同じなのかどうかというのはわからなかったの聞いてみたかったですよね。単純に4億6,200万円を955万9,000円で割ると2.06%という数字は出てくるんですけども、例えばほかの大きな建物、最近であれば、例えば小学校とか、その辺のパーセンテージとの比ベをするとどんなふうになるんでしょうかね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

これは概算の金額によってその人工数が算出をされております。ですから、一律でもございませんし、その金額を当てはめて比較をしてみなければ、どのぐらいになるかというのは出てこないわけでございます。ですから、今、じゃ、何ぼだというふうに、どのぐらい比較がなるんだと言われましても、一度それをやってみなければ出てこないというもので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 今すぐというのはちょっと大変なんでしょう。例えば真龍小学校のほうはもう終わっちゃってるんで、工事に対しての設計料の額というのはもう決まってますよね。その割り返しの算定で決めたときのパーセンテージと、今回のこのパーセンテージとの差を聞きたいということなんです。そういう意味なんです。すぐ答えられなかったら、後でいいです。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、資料、手元にございませんで、後から調べてお答えした

いと思います。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時06分休憩

午後 1 時07分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。

5 日後期高齢者医療費。

10番。

- 谷口委員 後期高齢者医療制度、今年度から制度として発足しているんですけども、この医療制度が始まって、受診状況、これは今までと変わっているのかいないのか、その辺はどうなんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時09分休憩

午後 1 時10分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。

町民課長。

- 町民課長（米内山課長） お答え申し上げます。

ちょっと勘違いしてございました。実は後期高齢者医療制度、実質してございますのは広域連合でございまして、実際の受診の状況についての資料は、私どものほうではちょっと持ち合わせてございません。ご質問のような趣旨のお答えができないことをお許し願いたいというふうに思います。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 広域連合になって、結果的に受診状況がどうなっているのか、町民の医療にかかわる、後期高齢者ですから、75歳以上と障害者の方も一部含まれると思うんですけど、そういう方々の状況が把握できなくなってしまうということは、どういうことになっていくんでしょうね。厚岸町内の町民の健康だとか医療だとかが不明な部分が出てくるといことになると、実際、この制度がいい制度なのか悪い制度なのか、判断ができなくなってきますよね。例えば、これによって医療抑制が進んでいくというようなことになっても困りますし、あるいは、保険料は天引きですよ。そうすると、そういうこ

とが、その実態もつかめなくなると。保険料を納めることができなくなって、結果的に無保険者になっている人がいても、それもわかんないというような実態になっていっては困るのではないのかなというふうに思うんですよね。ですから、後期高齢者医療制度というのは発足当時からいろんな矛盾がたくさんあるというふうに言われていたものが、それを強行してこれがやられているわけですよ。ですから、広域連合の議会等でも一定の改善を求めようという意見書まで採択をしているわけですよ。同内容の意見書を厚岸町で出そうとしたら、厚岸町の議会はそれを否決してしまいましたけれども、それでなくても問題があるんですよね。ですから、やはりそういうものはきちんところちらのほうでもわかるように、実態を説明できるような状況になってこなければ困るというふうに思うんですよ。そういうあたりの広域連合から各自治体への状況というものを、そのの住民にかかわっての状況をきちんとバックして知らせてくれるような体制をつくるべきではないのかなと思うんですが、それについてはどういうふうに考えているか、お伺いいたします。

それと、もう一つなんですけど、私、調べるのに、わかんなくて、下の担当のほうでちょっとお聞きしてわかったんですけど、ここの収入のほうの支出金の、どこで出しているのかということがわかんなかったんですけども、それが道の支出金のほうで、社会福祉費の保険基盤安定負担金の6,113万5,000円にこれが入っているんだというふうに説明を受けたんです。それで、同じ項目で、この中には国保のほうと二つ入っているんだというふうに説明を受けたんですけども、これ、もう少しわかりやすくしてくれたほうがいいんじゃないのかな。

例えば、その下のほうにあります、すぐ下にあります児童手当負担金については、括弧して3段に分けてくれているわけですよ。そうすれば、これは国保、これは後期高齢者というふうに、受けのほうもわかりやすくしてくれたほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺の改善はできないものなんでしょうか。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 前段の、厚岸町におけます後期高齢者の対象者の状況が厚岸町でつかめないのはやはり問題だと。私もそのように思います。ただ、現在、1年まだたっただけでございませぬ。年度末にそれらの集計が出てきた段階では、それらの数字が私どもにもとらえられるというふうには考えてはございませぬ。その時点でお答えできる部分もあるかというふうに思います。

それと、今、とらえにくいという一つの要因には、国保、以前は老人保健、国保の部分であれば、ある程度数字的にも過去の部分も比較できる内容がございませぬけれども、広域連合になりますと、一般の社会保険の方々の厚岸町に住まわれている方々が合算されてきます。そういった中で、全体的には数字的にも膨らんでいますし、それが私ども一体幾らその人数がいるのかということは、今現在の中ではわかり得ないということもございませぬ。

それと、予算的なご指摘でございませぬ。今回、ご質問いただいている部分の負担金

につきましては、これは町が公的負担を12分の1負担するという内容の部分の負担金でございます。ご質問者がおっしゃってありました、道の支出金のほうにおけます保険基盤安定基金負担金、こちらのほうにつきましては、おっしゃるとおり、広域連合、後期高齢者のほうに入る部分、それから、北海道におけます軽減措置の部分の負担分、これらが入っております、それぞれ後期高齢者の会計、それから国保の会計、それぞれに補てんされる内容のものでございます。

それで、確かにこの中にそういった部分、わかりやすく表現することは可能かと思えますので、税財政当局と話しまして、そういう表現ができるかどうか検討してみたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 1年間やっていないうちというお話だと思うんですけど、中間もあるんじゃないのかなという気もしないわけではないんですけど、やっぱり発足したばかりのものというのは、やはり早手、早手に手を打っていかないと、いろんな問題が起きてからでは遅いというふうに私は思うんですけど、そういう状況にあるということを私は理解しながら、次期の定例会にはそのあたりがわかりやすく、後期高齢者の医療制度が発足した後と、国民健康保険のその部分との、対象者は大体同じになるわけですから、そうすれば、その辺でどういう影響があるのかないのかの資料は提出していただきたいというふうに思うんです。

あと、さっき言ったのは財政課長のほうが答えることかなという気がしたんですけど、どうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

保険基盤安定負担金でございます。ページで言いますと42ページの数字でございます、6,113万5,000円でございます。ちょっと質問を聞き違えておりました。歳入6,113万5,000円、これが国保会計の繰り出し及び後期高齢者のほうに1,930万7,000円行って合計になっているわけでございます。この記述の仕方、要するに国保のほうに幾ら、後期高齢者のほうに幾らというような予算書の調整の方法について、早ければ次期議会までには検討してみたいというふうに考えますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（音喜多委員） この目でほかはございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

6目国民年金費。

7目自治振興費。

11番。

●大野委員 ここで2点ほどお聞きしたいんですけど、自治振興一般で、各自治会への助成が昨年より100万円増えていることに対して、理由といたしますか、内訳といたしますか、それと、その下の地方バス路線維持対策で300万円ほど前年より減っている、これは路線でも減ったのか、理由がどうなのか、ちょっと教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えいたします。

まず、自治振興一般にございます自治会への助成、100万円ほど増額になってございます。これの説明に当たりましては、実は同じ目でございます門静公園遊具整備事業、これとの関連で申し上げることとなります。昨年度ございませんでした門静遊具整備事業、実はこれとの関連といたしまして、実は門静自治会から長年の間要望がございました。門静1丁目、通称偕楽園団地の中に、公園の整備について長年要望されてきたわけですが、今般、町との門静自治会との話し合いによりまして、協働で公園を造成するというようなことで合意したところでございます。そこで、それぞれの割り分といたしますか持ち分といたしますか、それで、町は町有地を造成しまして整地する。自治会においては、下の門静公園遊具整備事業におけます補助金、コミュニティ助成事業、いわゆるこれは財団法人自治総合センターにおけますコミュニティ助成事業で、以前にも遊具を設置してきた事業でございまして、宝くじの受託費事業の補助金を受けまして、自治会が遊具を設置すると。そしてまた、今回、今ご質問のあった100万円の自治会への補助金、これは原材料費として、芝代を助成する。その芝代を受けて、今度自治会は、その芝代を受けた助成の中で生芝を購入して、張る手間も含めまして、自治会で芝を張るというような事業を展開しようということで、二つの事業が関連して、自治振興費一般におけます自治会助成の100万円の増、それから、門静公園遊具整備事業におけますコミュニティ事業助成250万円という内容でございます。

もう一つですけれども、まず、地方路線バス対策で地方バス路線の助成が昨年比300万円ほど減額となってございます。この予算の計上の仕方は、基本的に昨年度、今で言いますと20年度の決算見込み、その見込みに対しまして、通常、計上してございますが、今回につきましては、その予想プラス、実は教育委員会で行います路線バスへの高校生への補助金、これが実は280万円ほどございますけれども、その定期代がもし路線バスの中に入っていきますと、当然、助成の額が減ってきます。その部分を60%ほど見させていただいたものを差し引いたということの中で、今回は計上させていただいております。

ただ、いずれにしましても、昨年よりは減額になっておりますが、それにつきましては、実は昨年の19年度の10月から、実は上尾幌への霧多布線の乗り入れが、路線中、半

分になりました。その結果、減額している部分がありますし、なおかつ、平成20年10月からは、上尾幌への霧多布線の経路が全くなくなったということの中で、補助金が減額になってきている。それと、床潭線の一部が国泰寺線に振り替わりまして、その分の経路の減による減額、それらを合わせまして減額計上となっております。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 わかりましたけれども、1点目のほうで、自治会と町が協働で建設をするということで、自治会の単純な自己負担というのは発生しないんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 金銭的な負担の考え方はないというふうに考えています。ただ、労働力を提供していただくという形になろうかと思えます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●大野委員 よろしいです。

●委員長（音喜多委員） ほかは。
10番。

●谷口委員 バスなのですが、現在、太田、太田南方面へのバスというのはあるんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 現在、太田南、光栄ですけれども、光栄に行っているバスは、国泰寺線、それから床潭線、この二つの路線が、平日では6便、6往復という運行になってございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 宮園公住ありますよね。宮園町住の住民の方々も年々高齢化してきているということで、現在は、もとの開発のところは、今も停留所ですよ、たしか。それで、できれば中学校横の通り、あれを迂回するような路線に変更できないだろうか。というのは、町営住宅自体が真龍中学校寄りに今はほとんどがありますよね。それで、買い物等に行きたくても、あそこまで出るのは非常に大変だということで、できればなるべく近いところで停留所を設置していただけないかと。それで、釧路バスも以前と比較して随分柔軟に路線変更されていますよね。町立病院まで経由したり、あるいは真龍小学校前に停留所を設けたりということやってきているんで、そういうことが可能なのかど

うなのか。町民要望も十分把握した上でやらなければだめだとは思いますが、その辺ではどういうふうに考えているか、ちょっとお伺いいたします。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 停留所の移設に関してのご質問でございますけれども、実は停留所を動かすには、手続として、陸運の届けですとか、そういった手続を踏まなきゃならない部分と、補助を受けている場合については、停留所自体の変更は可能かと思えますけれども、経路の変更となりますと、わずかながらのキロ数が動きますので、補助を受けている部分については難しい部分もございますが、ただ、今回の国泰寺、それから床潭線につきましては、一応単独の路線でございますので、その辺の融通はきくかというふうに考えますが、陸運とかの届け出の関係で、時期的にいつどのような時期にできるかというのはちょっと検討してみる必要がございますし、ただ、要望がございますれば、当然、うちのほうの今までの経過から見まして、利用者の利便性を考えた移動は可能というふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（音喜多委員） 進みます。

8目。

6番。7目でですか。

●佐齋委員 7目で。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員 ここで門静公園の、場所は偕楽園1丁目と聞きましたけど、これはどのような遊具取り付けになるのか、ちょっと教えてください。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 自治会がコミュニティ助成事業250万円補助を受けて取りつける遊具の内容でございますけれども、滑り台1基、それから、スプリング遊具が3基、それから、ベンチ4基、水飲み1基を予定してございます。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員 なぜ私、これ聞いたかといいますと、これ、自治会要望でつくられますよね。

ただ、あそこ、宮園の中出さんの横にありますわね、あれ。宮園東というんですか。あそこに滑り台ついていますね。あれもたしか前、100万円くらいの予算でつけられたわけですけど、しょっちゅうあそこ通るんですけど、草なんか、きれいに最近されてますけど、まるっきり利用度がないような感じするんですよ。やっぱり自治会要望でつくっていながら、せっかくなつくられても、実際使っているのか、私が通った中ではほとんどないような気がしますし、ああいう、せっかく要望があつてつくっても使われない、無駄なものが、結局厚岸に何か所あるかわかんないですけど、そういうのがあるように見受けられるんですよ。財政厳しい中で、やっぱりその辺もきちっと、要望があつたときに、きちっとやっぱり自治会にも言っていたいで、せっかくなつくったものが利用されていないのであれば、まるっきり無駄になってしまいますので、その辺はどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） おっしゃるとおり、中出商店さんの横の公園につきましては、やはり同じくコミュニティ事業の助成を受けて設けた遊具でございます。ただ、設置当初は、当然のごとく要望に見合う利用があるという前提の中で、切実な要望という中で設置した内容でございます。ただ、質問者おっしゃるとおり、今現在、やはりあの地域の世帯構成といいますか、小さなお子様がいらっしゃらないというような中で、やはりそのような利用形態になっているというふうなことは私どもも存じておりますけれども、今回の、それから、これからのということも含めて申し上げますと、やはりある程度そのような状況にならないという判断のもとで当然進めていることではございます。なお、そういった今使われていない遊具等の活用がもしできるならば、可能であれば、物理的な問題もございまして、可能であれば転用を図るようなことも考えてみたいというふうに思っています、実は自治会ともご相談を何回かしたことはございまして、ただ、いずれにしてもそこまで合意に至るような内容にはなっていないということでございます。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員 今、課長言うように、確かにそうなんですよね。やっぱり厳しい財政の中から町民要望でつくっても、あそこの場合は町でなく自治会管理ですね、あそこの公園は。であれば、きちっとやっぱり自治会のほうへ言われて、もし利用されないのであれば、形態が変わってきているのであればね、せっかくある品物ですから、移設できるものは移設するよと言って、それをうまく活用できるような方法をぜひとも今後とも考えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 自治会とも相談しながら検討してみたいというふうに考えて

ございます。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

8目社会福祉施設費。

6番。

●佐齋委員 ここでアスベストの測定分析等の委託料出ていますし、補正にも何か所が出ていたんですけど、これはまだアスベストのそういう施設が町内にたくさん残っているんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） これは改善センターに限ってのものでございます。改善センター、大研修室の天井裏にアスベストを含有したものがございますので、その影響がないかどうかということで、年2回、空気調査をさせていただいているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員 これは調査の結果は、毎年調査しているんですか、予算立てながら。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 毎年実施してございます。

●委員長（音喜多委員） 6番。

●佐齋委員 他の施設なんかは危険だということで全部撤去していますよね。そういうふうな、撤去してしまっただけということは考えていないんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 最終的といいますか、できる時点の中では、やはり撤去することが望ましいというふうには考えてございます。ただ、こういう手法をとる段階で検討させていただいたときに、当分の間はこういう方法で実施していきたいと。建物自体、経年変化で古くなってまいりますので、いつかの時点といいますか、あるとき、判断を

持ちまして、やっぱり撤去の方向で考えなければならない時期が来るんだろうというふうには考えてございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

13番。

●室崎委員 ちょっと今の6番委員さんの尻馬に乗って悪いんですが、関連して申し上げますが、アスベスト調査をやっているのはここ1カ所だけではないですよ、町内の施設の中では。何カ所かありますでしょう。

それから、アスベスト調査の、今まで項目に入っていなかったある種のものが、今度はアスベストの調査の対象になったというようなこともあったかと思います。それで、今すぐでなくて結構ですから、私どもが聞いているところでは、そういうものを含めて全部町内の施設を調査した結果、どこも問題がなかったというような話も伺っていますので、それはそれで大いにありがたいというか、結構な話なので、そういうものの一覧にしたようなものを、後ほど結構です、今すぐとは言いませんので、出しておいていただければ、こちらとしても非常に安心できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいんですが。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後1時41分休憩

午後1時41分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今おっしゃいましたことを会期中までに一覧にまとめて提出したいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 13番委員さん、いいですか。

●室崎委員 はい、結構です。

ちょっとその前に1点だけ。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 資料はそういう形で一覧表を出していただくということで、それで、これは確認だけしておきますが、今言った最初の基準では、これは国内にはないから、アスベストの調査には入れなくていいと国が言っていたのが、だんだん調べてみたら、いや、

あった、あったということになって、そういうものを含めて、そうすると、調査そのものが機械も変わるし大変だというような話もありますが、厚岸町も行った結果、どこにも問題はなかったと、そういう新しい基準を入れても、という話は聞いているんですが、それだけは口頭で確認しておきます。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

アスベストの調査についてでございますけども、今、ちょっと経過的なものをお話をしたいというふうに思います。

（「簡単にね」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） これ、平成17年当時にアスベスト調査をした経過がございますけども、その当時は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトといった3種類が国内で使われていたというふうに言っております、そういったものに対して調査をしていた。調査方法についてもこの方法しかなかったというものでございました。それが、平成20年2月に厚生労働省のほうから連絡が入りまして、ほかの3種類について、国内で発見されたといった情報が入りました。それは今まで国内では使われていないというふうに言われていたものでございます。それを、3種類発見されまして、そしてその辺の調査をしていくという情報が入ったんですけども、国自体もまだその試験方法、それから、試験する機械についても、そういった機械がまだそろっていなかったということでもございまして、それが6月に試験方法が定まりました。そして、測定する機械についても8月ぐらいには設備等が整ったということで、町も今まで検査をしていなかった3種類、これはアクチノライト、アンソフィライト、トレモライト、この3種類について調査をしたものでございます。その結果、すべての施設、施設につきましては13施設に対して調査をしてございまして、結果、すべて検出されなかったということで結果を得てございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

127ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

12番。

●岩谷委員 厚岸町の保育所の認可保育所がどことどこ、そして、季節保育所がどことど

こになっているのか、まず最初、教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） お答え申し上げます。

認可保育所につきましては、厚岸保育所、真龍保育所、宮園保育所の3所でございます。また、へき地保育所につきましては、床潭へき地保育所、それと太田へき地保育所の2所でございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 子供たちが保育される、保育所に行ったときに、急にぐあいが悪くなったと。そしたら、各保育所でどういう対処をしながら親に伝えているか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 登所時点で健康状態というのは父兄の方からお聞きしながら、その場ですぐ対応しなければならないことも含めて、所内でお預かりした時点から一定の体温が上昇したとか、一定の変化があった場合につきましては、他児童への影響等もありまして、まず保護者の方へ連絡を申し上げて、病院等への受診等を勧めるといった機会を設けて、その間、保護者の方が迎えに来られるまでの間について、事務所等に、ほかの児童への影響等を勘案しまして、別な部屋での保育を事務所していると、そういった状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 現在、子供たちが急に熱が出たということになれば、保育所のほうから親のほうへ連絡が来て対処していただきましたね。それは結構なことなんですけど、一応保育所で預かる部分で、急に子供たちが熱が出たと、その場合に、母子家庭、あるいは共稼ぎの人たちが仮に職場にいて仕事最中で、子供が熱が上がったんだと。その症状に応じては、恐らくやりとりの中で、重病か、あるいは軽いかということで親も考えていると思うんですけど、保育所の保育の中で、そういう子供たちを一時的に預かるような、そういう部屋を設けながら、例えば保健師ですか、あるいは保健婦、そういう形の中で保育所の中でまずできないものかどうか、それをまず伺いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 今の件につきましては、次世代育成支援計画の中でも住民アンケートをとった中で計画を立てられ、そういった方策ができるかできないかといった面

も含めて検討に上がったという状況がございますが、保育所の中でやるとしましたら、まず別な部屋が必要だと。それから、今ありました保健師、あるいは看護師等の確保について考えた場合につきましては、今回の予算書にもあります保健師等々の平均月額等々考えた場合、1人500万円以上の予算は必要であろうと。しかも、何よりも大事なのは、やっぱり他への児童への影響ということと、きちんとした診断が必要であろうということも含めまして、一たんはやっぱり病院にかかる手段というものがまず必要ではないかなと思いますし、その後の手当につきましては、確かに今現在、そういった部屋の確保、あるいは保健師の体制、あるいは看護師の体制というものが大変難しい現状にありますので、今、現時点では対応し切れていないという部分が実態でございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 なかなか保育所の中で扱うということについては難しい点がありますね。

それで、実は夕べの夕刊で、社協のファミリーサポートという記事が載ってあったんですけども、これを4月から開設するに当たりまして、その仕組み等について、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 今、社協のファミリーサポート事業についてということですが、実は昨年夏以降、このファミリーサポートの実施について、社協といろいろな打ち合わせを重ねた中で、調査委託をかけた中で、厚岸町としてはどんな形が適当であるのか、あるいはそういったニーズと申しますか、実際にやるとした場合に、受け手、それから提供する会員がどれだけあるのかといった、そういったニーズ調査も含めて調査委託をかけた中で、ご報告をいただいた中では、実際、そういった事業が可能であろうという、その時点では希望者の方の人数というのは11名あったということで、それだけのニーズがあれば、これは事業として成り立つ、あるいは子育て支援という視点で大きな役割を果たせるものというふうにして、この実施を社協とともに、社協の一つの事業として実施できないかということに投げかけをしてございまして、その準備が整ってきております。

昨日の新聞もそうですが、実はもう提供会員、それから依頼会員の説明会を一度させていただいて、実際、その説明会が終わった時点で、新たにきちんと、なっていたかかなっていただかないかということがはっきりするわけですけども、その人数によって、実際、4月から実施できるのかできないのかということになってくるわけですが、今のところその講習会を終えた中では、10名程度の方がいらっしゃるということで、最初目標としておりました中では実施見込みが立ったということで、一定の仕組みづくりを終えているところでございます。

その中身でございまして、ちょっと長い話になって申しわけございません。子育ての援助を受けたい方と、それから子育ての援助を行いたい方、この方たちが相互に会員となって子育ての支援の活動を行うという、大まかに言いましてそういった事業の流れで

ございまして、依頼会員、それから提供会員、双方に会員になっていただいて、あるいは両方の会員にもなれるといった中で、自由な時間を母親が持てるような、一時的に預かる、そういった子育てのサポート活動をするという仕組みづくりでございまして、具体的には、保育所等の開始時間までの中で、たまたま早く仕事に出なければならないといった場合や、それから、ちょっと残業等々でおくれるとか、それから、保育所に通っていない方でも会員になれますので、例えば下の子がいて、映画もみたいんだけど、ちょっと預かってほしいとか、買い物に行きたいとか、何でも、とりあえず間口を大きく広げてみて、試験的にやりたいと。その中でいろんな意見を聞きながら、できるところから実施するという、試験的な意味合いも含めて、この4月スタートを目指そうという、大まかな仕組みの中ではそういった流れで、相互の会員の橋渡しをする役割を社協が担うと。それに対して、町は何かあったためのために保険の部分について補助するという仕組みづくりの中で、午前7時から午後7時まで、原則の中ではその中の自由な時間、30分単位でお預かりが可能だという仕組みづくりを今回整えまして、これは次世代育成支援計画の中の重要項目の中の21年度までには実施したいなという目標の事業でもありまして、ぜひスムーズな事業運営を図りたいということで、社協との協議が整っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 この中身について、会員制という、申し込みという会員という言い方、それがちょっとわからないんですけど、それじゃ、例えば保育所の子供たちが、登録しない限りは、要するに受け付けないというものの言い方ですか。

それと、これには生後6カ月、そして小学校の6年生までというものの言い方してるんですけど、これはあくまでも登録した依頼人と、そっちのほうでのやりとりの中での扱い方になるんですか。まずそれをちょっとお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） まず、会員制の問題でございまして。なぜ会員制かというご質問ですが、まずは社協がそこに仲立ちをするという役割を一つになっておりますので、そういった活動が行われているのか、そういった報告も受けなければなりませんので、どなたとどなたが会員になっていて、提供会員であって、される側であって、する側であって、その結果の報告も受けますので、一応会員として登録をいただくというのが原則ですし、社協としても、どれだけの利用があるのかということもこれからも把握する必要があるものというふうに思いますし、それから、保険のやっぱり対象になるということも含めると、この会員制というのは重要なことかなというところで今のところ押さえております。

2点目の、生後6カ月以後というのは、これは保育所の1歳児を預かる部分についても適用されている範囲でございまして、その範囲で実施を検討しているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 これ、私、先ほど保育所の保育についての話を聞いたんですけど、これはやっぱり病気保育か、あるいは病後保育に入るわけなんですけど、これは当然、厚生労働省管轄の中で、保育所は扱うことができないということで、一応親に連絡すると。だけど、今回のファミリーサポートについては、全く単独の中での会員制の中で、皆さんが個々に連絡しながらということなんですけど、ちょっとやはり会員制という、この中に、それじゃ、保育所の子供たちが仮に会員制にならない場合は、全く別になりますね。私は、やはり福祉行政として、保育所でこういうものがないかという最初の質問が、やはり会員制にならなかつたらできないんだと、こういうものの言い方が、ちょっと中身として矛盾しているんでないかなと思ったんですよ。一体こういう仕組みというのはどういうあれでこういうふうになったか、それは私もわかりません。けども、これによって、預けたい子供たちが、要するに登録しなかつたら預かれないという事態になったときに、それじゃ、保育所に行っていて、会員にならないで、登録しないで、急にぐあい悪くなったというときに、親が働いているときに、結局してもらいたいというのが本音だと思うんですよ。けど、保育所と今のファミリーサポートというのは全く別問題だと思うんですよ。でも、これ、2年前ごろからファミリーサポートというものについては、違う地区で、やはり子供たちを預かって、そして保育所でそれをやっているというところもあるんですよ、子供を隔離しながら。けど、先ほどの説明の中に、相当の費用がかかるということで、今回、保育所の中でなく、こういうふうなシステムに一応なったというものの言い方をしたんですけど、本来ならば、やっぱり保育の中でこういうものがあってほしいなと、そういうことなんです。

そして、ずっと調べた結果が、要するにファミリーサポートについては、社協が、今、実際にファミリーサポートの始まったのが少人数ですね。これはいずれ大きくなって100人規模になったら厚生労働省の補助金か何かでもあるんですよ。だから、恐らく厚岸保育所で、認可保育所ですか、厚岸に季節保育所とへき地と合わせて5カ所あるんですけど、あるいは全町の要するに子供たち、6カ月から、あるいは小学校の6年まで、これが全体の中でそういう登録をされた場合に、その100人規模というものが可能になるのかなという感じもするんですけど、とにかくことしの1年目は試行だと。やってみなければその結果がわからないと。大変これ、私、いい制度だと思うんですよ。やはり親が働いていて、途中で子供がぐあい悪いつて、仕事を投げて行くということは大変無理さがるのかなど。だから、そういう子供たちが、登録することによって、病院に連れていってもらったり保育してもらおうっていうことになるんでしょう。一応預かってしてもらおうということで。

そうすると、申し込むときにはどこへ申し込めばこれが受け付けてくれるんですか。そして、あくまでも会員制の中で送り迎えやら病院等やらに全部連れていったりすることなんです。そして、時間的に何時から何時まで預かるんだと。そして1時間何ぼという料金を、その料金は社協のほうに入るの、それとも、それは依頼者やら、そっちのほうの提供者の中でのお話になるんですか。そこら辺、ちょっとご説明願いた

いと思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 最初にも申し上げましたとおり、急に病気になった等々の児童をそれぞれの保育所内で預かるとなった場合については、やはり今現在では、看護師、あるいは保健師等の確保に、財政的な面も含めて大変難しい面があるといった中では、今の状況では補助も得られないような状況でございまして、ただ、その打開策といえますか、ほかの園児にも影響の出ないような形でお預かりし、無事に保護者の方へ時間までの間お預かりするという形ができないものかどうか、こういった制度の中で、このファミリーサポート制度というのが、今、全国的に進められてきておりまして、しかも、これは、料金の問題もございまして、ボランティアの活動の一種といえますか、ボランティアの意味合いも多いという意味合いでは、地域の中で支え合うといった中では、今後ますます重要な事業になるということでは私どもも押さえておりまして、これを今現在のそれぞれの保育所の中でやるというのはなかなか財政的にも無理な部分があるかなというふうに思っておりますし、それから、今おっしゃいますとおり、会員制の中というのは、繰り返しになりますが、やはり預かる側と預ける側の相互の信頼関係というのがやっぱり必要でありまして、お互いにこれから学習会というのも年に2回ほどやります。それは、預ける側、預かる側が相互に集まって、どういう方がいらっしゃって、どういった預かり方をしているとか、預かるときのいろんな問題点を出し合って、その都度解決していけるような、情報の共有の場ということで、交流会というのが実はあるんですね。講習会ももちろんやるんですが、提供会員になる方も講習を受けると。今回もそうですけど、これも定期的にやる。急なときの対応はどうあるべきかということで、こういった相互のきちんとした顔が見える子供の助け合いというものが必要であろうという中では、やはり会員制、これはやっぱり重要ではないかということと、利用の実態の把握も必要だと。それから、保険の適用も会員になることでできるということも含めて、その部分では、試験的にではございますが、会員制度の中で実施していきたいなということで、おっしゃるとおり、町民の方の中で、たくさんのお子さんの中で、多くの方が会員になっていただいて、利用する、しないはその時々でいいわけですから、毎日利用する必要はないわけで、必要なときにだけ利用できればいいわけで、会員になっていただければ、今の厚生労働省の補助基準で申し上げますと、提供を受ける会員が100人を超えますと100万円の補助が受けられるという制度がございまして、今の状況では、この4月から始まる状況では10人程度ということで、そういった制度は受けられないことにはなりますが、これがだんだん制度が広まって、申込者が多くなることを、そういった取り組みも含めて、そういった補助制度も受けられるような形の中で進められれば一番いいかと、そういうことも考えておりますし、それから、料金の設定につきましては、やはり提供する会員の方の声にも、料金を出すということで預けやすいと、そういうこともはっきりしていいと、やりとりがはっきりしていいということで、30分を基準にして250円の設定をさせていただいたと。これを、かえって無料にして、お互いのやりとりの中で預け合うというのは、そういう声もあるということでは、一定の料金と、それから提

供する側の方が受ける、これは社協にお金が入るわけではなくて、社協へ一切お金は入りません。提供する側に250円が入るとのことと、それから、お願いする側は、かえってきちんとした料金制度を設けてもらったほうが、すっきりしていい関係でお預けできるといふ声もあるということも含めまして、この料金設定をさせていただいたというふうに聞いております。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 だいぶ中身は見えてきたんですけど、やはり、例えば保育所との関連、それが一番私、問題なんです。会員制度の中で、あくまでも会員でなければ、結局扱わない、扱うという、その問題が出てくるんですけど、ただ、先ほど100人規模になったときに、厚生労働省の補助金が恐らくあると思うんですけど、そうなったときに、当然、全体の中で、今回も厚岸町から10万円の補助金出るでしょう。それはあくまでも先ほど言った保険代と。そうしたら、保険代とするのは、別に何人という規定は何もないでしょう。例えば100人であっても200人であっても、保険は保険としてそれは適用になるんでしょう。ちょっとそこ。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 今回、補助金として支出します10万円につきましては、1日5人の利用の中での範囲の年間の保険料ということですので、これが1日、もっと増えることによってはどんどん増える、10万円では済まないという形になるかと思いますが、ちょっとそこの段階的な部分については、幾らになるのかというのはちょっと押さえていませんけども、今、ことしは1日の利用が5人程度の中での保険料ということで見込んでおります。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 その保険、ちょっと調べた結果、別に人数にこだわらないで、例えば今の保育所が、例えば300人いたと。その方たちが適用になったときに、保険は、要するにその中で対応できるという言い方なんです。だから、今、例えば1日目標で5人というものの言い方で話したんですけど、ということは、今後、仮に増えていって、これが各保育所、学校、これがまとまって人数が100人になったときに、当然、これが受け入れができますね、登録制でなくても。そういうような仕組みになっていませんか。ちょっとそこ、お答えしてください。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ファミリーサポートというものは保育所の中でやる制度ではそもそもないんですね。提供する側の会員の自宅でお預かりするという制度なんです。ご

質問者おっしゃっているのは、病気になったときにお預かりする病児、病後児保育のことかなというふうに今思うんですが、それはまた別な制度でありまして、それをやるにはまたハードルが高いんですね。そうではなくて、それにかわるような制度として、まず試行的に何かないかということで、こういう自宅で預かれるような仕組みということで考えておりますので、保育所の中でやる場合においては、また別な保険が、保育所は保育所で持っていますので、これはまた違う保険になろうかと思えます。よろしいでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 登録制でなくして、それを、厚生労働省の基準は今そうなっていると。けれども、今後、100人規模になったときに、それが解かれて、保育所、あるいは学校の子供たちも対象になりながら、あくまでも今の支え合いの中でそれを受けられるということなんでしょう。そうになっていませんか。要するに、今、保育所というのは、保育所の子供を対象に話をしているんだけど、ということは、保育所の子供たちが登録しない限りは、結局扱わないという言い方がおかしいということになりますね。それだったら、福祉行政の中で保育所でやってほしいというのが、私、最初言ったはずなの。それができないから、今回こうなったんだけど、だけど今は試行の中で走るんだと。だけど、これはあくまでも保育所と別の問題だと。んだけど、保育所の子供を扱うときには、登録制で登録してくださいということでしょう。もし送り迎えやら何やらしてもらえるときに。だから、それが保育所としてもそういうふうにして、学校の児童についても、今後、100人規模になったときには、これが可能だということが厚生労働省の中で、前の考え方と変わったというお話を、私、ちょっと調べたんですけど、そこ、ちょっと教えてください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時15分休憩

午後 2 時23分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
12番。

●岩谷委員 大変貴重な時間、申しわけありません。

一応担当と今お話しまして、よくわかりました。ですけど、何かちょっとそこに話の食い違いというか、あくまでも私は保育所を盾にしたものの言い方で、保育所と、それから今やる事業とは違うよということは、私、理解するんです。ただ、子供たちが登録しないで保育所に行った場合に、子供が急に熱が上がったというときには、親に連絡来て、それはじいさん、ばあさんがいるうちはじいさん、ばあさんが病院に連れていった

りしているんだけど、その中で、保育所が扱えない部分は、それはわかりました。だけど、この事業の中で、そういう子供たちが出たときにどうするかといったときに、今、試行錯誤の中で、将来、そういうふうになっていくような制度もあるなということ、私、ちょっと勉強したんです。それをお話ししたんだけど、できないという言い方で来たもんですから、ちょっと私も突っ張りました。そういうことでよろしいですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 説明の中で、大変不十分な点が多くありまして、なお、社協とのやりとりということで、どうしても当初はどれだけのニーズがあるのかといった範囲も把握しなければならないということで、登録の中でのスタートを切りたいという、そういう打ち合わせの中で現在進めておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思えますし、なおまた、保育所の中でそういったことができるかできないかということにつきましても、今後の中で、これは保育制度の中で、登録制度が要らないような、例えば今で言えば延長保育、午前、午後あるわけですが、その見直しとかも含めて、保育所に限って申し上げればですよ、そういった見直しも含めて、もっと使いやすい、そういった保育のあり方というものも別な角度で研究といったものもしてみたいなというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 最後にもう1点。この制度につきましては、当然、会員を募るということで、現在、人数少ないですけど、まちの歩いている中で、この制度につきましては大変いいことだということで、ぜひ私もやってみたいという親さんがかなりおります。ですから、ことしの4月から始まりまして、それがだんだんだんだん大きくなってきたときには、将来、やはり厚生労働省管轄の中でそういう問題に触れていくのかなと。ですから、町もあくまでもやはりこれに対しての支援をよろしく願いしたいと思います。

以上をもって終わります。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 実際、問い合わせがたくさんありまして、登録したいというようなお話がある中で、どういう方が預かってもらえるのかということも含めて、様子を見ている方も結構いらっしゃると、お母さんたちの間でそういった話はたくさん出ているということは聞いておりまして、ぜひ保育所に行っている方も保育所に行っていない方も含めて、この制度がどンドンどンドン広がることを、PRも含めてしていきたいなと、このように考えてございます。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

●岩谷委員 はい。

●委員長（音喜多委員） 次、13番。

●室崎委員 ファミリーサポートについて、非常に詳しく今岩谷委員さんがしたので、ちょっと私は問題点を一、二、簡単にとっております。

ファミリーサポートという制度は、言うまでもなく民間の素人の人が民間の子供さんをおかわれて見るという、どちらも民間なんですよね。言葉を変えて言うと素人なんです。お互いに助け合っていこうということで、子育て支援が単に行政がやるだけじゃなくて、厚岸町の中でお互いに同じような中で助け合っていこうという部分が長所です。ということは、ひっくり返すと、それが弱点でもあるわけですね。直接に子供を預かる人が専門家ではないということですよ。

それで、今のお話を聞いていて、それから、前に一般質問で石澤議員から、障害児の問題についていろいろと質問が多方面にわたって出ております。そのときにもファミリーサポートの話がちょっと出てきていたので、それでお聞きするんだけど、基本的にまずお聞きするのは、1日どのぐらいの時間を考えているのか。要するに、適用時間としては朝の7時から夜の7時までというふうになっているんだけど、この間、びっちり全部やってくれというようなのが原則ですということではないでしょう。それが1点。

それからもう一つは、子供さんを預かっている場所、それはどこなんですか、原則。まずこの2点。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） まず1点目の、時間の問題ですけれども、保育所でお預かりできる時間が、3時間から4時間程度就業している方ということの中では、それを超えて毎日預かるような方は、保育所の制度に預かることもできますし、また、ずっと1日中預かるというような想定の中で考えているわけではありません。これはあくまでも、例えば映画を見に行きたいとか、病院にかかりたいとか、そういった範囲の中での時間であるというふうに押さえてございますので、しかしながら、土曜、日曜日等、休み等々、これは保育所でやってございませぬので、そういった場合で、一時的に預かる場合には、7時から7時までの範囲で預かれるというふうに押さえてございます。

それから、基本的な預かる場所ですが、これは提供する側の自宅というのが基本になってございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 2時間か3時間というのがイメージですね、基本的に。例外的なものは、何かの事情で出たら、それはだめですよとは言わんけれども、せいぜい2時間か3時間というのが原則だというふうにとらえればいいわけですね、制度としてはね。

それから、さっきちょっと言い忘れたんだが、素人が素人の子供を見るという、同じ

レベルで助け合うということですから、専門的な知識にはどうしても欠ける部分がものによっては出てくるかもしれない。それを補うために、講習会だとかそういうものをきちんと行わざるを得ないし、預けるほうも制度というものをちゃんと理解してもらわなきゃならないから、会員制をとらざるを得ない、こういうことですね。登録制か、会員制というよりはね。それをとらざるを得ないということですね。わかりました。

そうすると、社協ミニだよりも書いているんだけど、臨時的、突発的に、子供が病気になったりしたときに預かりますというのは、これは例外中の例外ですね。そういうふうに考えていいんですよ。

それと、自宅ということが原則ですからね。だから、この制度は、ねらいが、病院まで連れていくとか、それが町内の病院なのか釧路の病院かは別にして、というようなものではないと。

それから、預かるお子さんが病気であったりするときをねらってこの制度をつくっているのではないというふうに思われるんですが、その点はいかがですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 会員制になっていただくという、登録制を用いるというのはおっしゃるとおりでございまして、ある程度相互にやっていることを理解していただくという中では、だれが何をやっているのかわからない状態でこれをやるわけにはいかないという中では、きちんとした登録をしてもらいながら、最低限必要な、年齢別による発育の状況ですとか、感染症の簡単なそういった取り扱いですとか、急な事故に対する救急ですとか、今回もそういったもののメニューを取り入れて、保健師やら栄養士やらの説明会を開催した中で、どういった制度なのかということ相互に理解してもらいながら、お互いに安心して預けられる制度にするというのが、まず大きな一つ、基本にあるかと思います。ですから、全く社協が、社協がというのは、受け持つ事務局が、どういところでどういう方がやっているのかわからないような状態で行われるということは、少なくとも好ましくないなというふうに考えてございます。

それと、基本的には子育ての支援ですから、突発的な、余暇を持ちたいとか、それから、学校の行事に参加したいとか、そういった部分がほとんどになるかと思いますが、そういった病気に対応できるような方というのは恐らくそうそういないと思います。ですから、病院に連れていくまでのことは想定の中には一応入っておりますが、今後試行する中で、そういった免許を持っているとか、そういった特殊な資格を持っているような方がいらっちゃって、事情が出れば、それはそれでまた社協とも協議しながら、できるところはやりたいなというふうには考えておりますが、今現在、スタートの時点では、あくまでも相互の子育ての視点で考えているという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 こういう制度が始まると、やっぱり皆さんいろんな期待を持ちますよ。それで、過度な期待を制度に持たれてしまうと、逆に自分なりに持っていた、期待を持って

眺めたイメージと現実が違い過ぎると、いい評価にならないんですよね。育っていかないんですよ。だから、今できることはこの程度のことなんだということをやはり明確に出していくべきだと思います。将来、理想としてはこんなこともやりたいという話と、今できることと混同されるような言い方は、大変私は制度を育てる意味でもよくないと思うんです。

それでお聞きするんですが、15番石澤議員が障害児の問題を出したときに、親御さんが病気になって、障害のある子供がうちで見れないというようなときに、どう対処するんだという、非常に切実な問題なんです、これをお出しになった。そのときに、私の聞き間違いでなければ、答弁のほうでは、ファミリーサポートという制度がそれに対応するものと思われるというような答弁に私には聞こえたんですけど、それで間違いないですか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時37分休憩

午後 3 時20分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

13番委員の質問に対する答弁から始めてまいります。
福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ご答弁申し上げます。大変時間をとらせて申しわけございません。

一般質問に対するお答えとして、ファミリーサポート制度について、障害者につきましても利用可能との答弁をさせていただいておりましたが、一部不適切な答弁であったことをまずおわびを申し上げたいと思います。

これはあくまでも一時的な子育て支援の事業でございまして、その中で提供会員と依頼会員が双方の理解のもとに、短時間、2時間から3時間程度の間でお預かりするというものを基本に考えている制度でございしますが、提供会員、依頼会員相互に、そういった障害者への理解、あるいは受けられる、受けられないという契約のもとに、きちんとした指導が行えて、提供する側の会員が受け手となり得る場合に、そういった障害者も短時間の中で緊急的なものにつきましても含め、お預かりできるという、全体の中ではそういった体制を組みたいなという向きでこの子育て支援のサポート事業につきましても検討しているという状況でございしますが、あくまでも短時間であって、長い間、そういった毎日繰り返されるような、そういった事態になりますと、これはしかるべき機関、あるいは施設等に指導をいただくということへつながると考えますし、そういった提供する側とされる側の相互の理解が必要であろうと思いますし、社協もそういった指導のもと、できるだけ受け入れる体制も含め、検討も含めて、実施に向けて今後も検討したいということでございますので、一部訂正をさせていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 言っていることはわかりました。ただ、議会の手続として、一般質問での答弁を予算委員会の中で訂正しても訂正にはならないと思いますので、それは後ほどきちんとまたみずから。

それで、今はその中でお話はわかりました。ただ、何遍も同じことを言いますけども、将来、こういうところまでやっていければいいよねという話と、今やることを、相手方に混同されるようなあいまいな言い方が、せつかく今、よちよち歩きを始めたものに、重いものを背負わせてつぶしてしまうおそれがあるんですよ。だから、その点は厳にきちんとしていただきたい。原則は何なのかということです。それで、いわゆる障害者、障害児というのは非常に個性が強いですから、だから、そのお世話をするというのは非常に専門的な知識も能力も必要になるわけですよ。そういうものが当初から期待されてこういう制度を始めるとなると、これは非常に重たいものになってしまいます。

だから、まずできるところからということになれば、まずはお願いするほうもお願いされるほうも簡単にわかり得る、よほど特殊な研修を受けなければわからないものではなくて、わかり得る、健常児のいわばサポート、お手伝いをするところから始めざるを得ないわけでしょう。そして、今、課長おっしゃるように、対対ですから、お願いするほう、されるほう、両方の役をやりますよという人もいますよですけどね。どっちにしても、お願いする人、お願いされる人との顔が見えて、そして信頼関係があってお願いすると。たまたまその中に障害児という範疇に入れられてしまうようなお子さんが入ったとしても、双方納得の上でもってできるというようなことはあるかもしれない。でも、この制度がそこをねらっているんですというように解釈されると、これは違う。だから、障害児の大変な問題のときに、これから始まるこの事業を引っ張り出して、こういうのも役に立ちますよという言い方は、大変危険なものを含んでいるというふうに言うわけです。そういうものすごく大変なところもあるんですけども、世の中には。ただ、それから見ればと言ったって、子育ては大変なことです。それで、特に核家族で1人で子供を育てていて、周りの親族にサポート体制が希薄であるような人の助け合いをお互いにやりましょうやという制度でしょう、簡単に言えばね。であるならば、その部分をまずきちんと押さえて、説明をして、それがしっかりとでき上がってから輪が広がっていくというふうに考えないと、あれもこれも取り込んでいくんだと、だから、このミニだよりはには病気のことが書いてあるんたげど、これもちょっと危険かなという気はしないでもないんですけどね。原則が何なのか、そしてそこから輪が広がって、将来ここに行くかもしれないという話、何遍も同じこと言って悪いんですけども、それはきちんと分けたほうがよろしいですよという話ですので、よろしくお願ひしたい。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 今やること、できることから少しずつやるという制度にすべきであらうと。せつかく始まる、大変喜ばれる子育て支援の制度でございます。大事に育

て上げて、1人でも多くの方が会員となっていただいで、大きな事業になればなというふうに私も思います。

障害制度の中での一時預かりではないということはここで申し上げる必要があるのではないかとということで、そういったことは今後の準備の中で、できる範囲の中で考えることとして整理をする中で、今はまず子育て支援という、おっしゃる健常児の方々が相互に助け合うサポート事業としてスタートすると。その中で、学習会、交流会を含めて、できるところがあるのかなのか、どういったことが必要なのかということも検討しながら、社協と連携をしながら進めたいと考えておりますし、今おっしゃいました、病気の場合につきましては、預かっている場合、預かっているのに急に病気になった場合は、提供会員が病院へ連れていくという想定のもとでございまして、例えば保育所で病気になった等々につきましては、それは保育士、あるいは保護者との連携の中で対応するという内容でございまして、余り最初からあれもできる、これもできるという、風呂敷を大きく広げてやると、できるものもできなくなるということもご指摘のとおりでございます。あくまでも今ある共働きの家庭が相互に助け合って子育てを支援する、あるいは相談し合える仲間づくり、安心して預けられる会員制のサポートのセンターの事業として、あるべき姿を今後も検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

●室崎委員 結構です。

●委員長（音喜多委員） ほか。
10番。

●谷口委員 ここでお伺いしたいのは、次世代育成出産祝金、それから、健康診査通院費助成なんですけど、これについて、それぞれ減額になっているんですけども、見通しがこのように出産を見込める方が前年から見るとはるかに減ってしまっているというのがその現状なのかなというふうに思うんですけども、その辺について、どのくらいの人件を見込んでいるのか、お伺いをいたします。

それと、今、子育て支援のことが、これもそうですけど、議論になっておりましたけれども、子育て支援プランというのが国では掲げているわけですよね。ことし、4億円ぐらいの予算を新たにふやしているんですよ。

そういう中で、厚岸町はどれを選択して今回の予算に結びつけたのか、去年の委託費を見ていますよね、10万円だったかな、去年。そういうものがどういう成果として成果が出たので、それに基づいて、今年度、こういう事業を社協にお願いをして、事業として進めていくんだということを、やっぱりわかりやすく言っていただかなければだめだと思っておりますよね。それで、その辺をきちんとしていただければ、こういうニーズもある、ああいうニーズもあるということになっていくんだと思っております。その辺を、今回はいいですから、ぜひそういうものを議会に示していただきたいというふうに思います。

今回でなくてそれはいいです。

それともう一つ、今、子供の健康だとか、それから精神的なものだとか、いろんなさまざまな社会情勢が複雑化しているというようなこともあったり、なかなか家庭、家族をきちんと維持できない、そういう親御さん等の状況も生まれていますよね。そういうことで、子供が虐待をされていたことがわからないでずっと来てしまって、命にかかわる状況まで来てしまったというようなことが最近も報道されていますよね。親がそこで、親がというより、周りの人が気づくということがなかなか難しいというか、子供さんに話を聞くと、お母さんはやさしいですというようなことを言いながら、実際、そういう事故等が発生するというようなことも生まれていますけれども、その辺がどうなっているのか。あるいは、子供たちにきちんと朝食を食べさせるような状況になっているのか、そういうことも含めて、調査ができるような体制になっているのか、その辺についてお伺いをしたいと。

それから、もう一つは、赤ちゃんが生まれたときに、保健師さん等がきちんとその子供たちに接するような訪問等ができるような体制に、どんな子供にも会って、その状況がつかんでいけるような体制になっているのかどうなのか。それで、家庭状況がどうなのかもやっぱりきちんと押さえていく必要があるんじゃないのかなと思うんですが、それらについてはどうなっているか、お伺いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） まず、1点目の次世代育成出産祝金の件でございます。

件数を申し上げたほうがよろしいかと思っておりますので、件数でお答えをさせていただきたいと思っております。平成19年度につきましては、第3子が10名で50万円、それから、第4子以降が6名で60万円、合わせて110万円の実績。それから、20年度はまだ見込みの段階ですが、40万円程度になろうかと思っております。

それで、今回……

（「ただの40万円ですか」の声あり）

●福祉課長（土肥課長） 今時点で40万円の支出があるということです。

それから、今回予定しておりますのは、15名で100万円です。第3子が10人、50万円、4子以降が5名で50万円、合わせて100万円を予算計上させていただいております。

児童虐待の関係でございますが、厚岸町においては、厚岸町要保護児童対策協議会設置要綱というものを設けまして、関係機関がさまざまなケースに応じた対応を図るべく、そういった児童相談所の関係者、それから福祉部、警察、校長会、さまざまな関係機関が集まって協議する場がございますが、その中でケース検討会議というものが設けられております。これはその関係者、虐待が行われた疑いがあるという児童に対する関係者、例えば担当する先生、教員、担当するその学校の校長先生、あるいはそれを受ける我々福祉課、それから児童相談所の担当者が、小さなケース会議ということで、例えば病院からの医者からの指導の報告を受けて、児童相談所から厚岸町に通報が来る、こうこうこ

うという方がその疑いがあるというような情報が得られるといった場合に、児童相談所と協力して、その実態があるのかないのか含めてケース会議等を持つ。そういう中で対応をさせていただいておりますが、今のところ、この2年間では会議は持たれておりますけれども、実際、特別な事例があって、保護するようなケースが出たということはありません。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 妊婦健康診査通院費助成でございますが、昨年度当初では95人分の予算を見させていただいておりますが、これに比しまして、今年度、82人分でございます。これは20年度の妊娠届けの減少を含めて、21年度、どのぐらいになるんだろうという推計のもとでございます。19年度、出生された子供さん、96人でございますが、20年度に入りまして、1月から12月まで、70名でございます。この後、1月、2月、3月、出産予定の方が12名ということで、19年度に比しまして、20年度、瞬間的に下がっております。21年度、今、妊娠届けのある方、された方を推計する中で、年度分として見込みをさせていただいておりますが、若干数字が下がっているという状況でございます。

それから、ご指摘のありました子供の健康の問題の赤ちゃん訪問活動でございます。私どもの職場の保健師が、出産後の早い時期に、お母さんと子供の状況を把握をすることによって、訪問活動をしております。この訪問活動自体は、ほぼ100%訪問をして、お母さんの状態、子供の状態も含めて、そして家庭の状況も把握をしながら、子育ての支援というものをやっております。そのほかに、毎週金曜日にあみかで開催をしております親子のいろんな相談の場とかも利用させていただきながら、保護者からの相談を受けたり、子供のしぐさを確認をする中でいろんなやりとりをするということになりますし、1歳6カ月健診とか3歳健診とかという場の中でも、発達がどうなんだろう、言葉の発育がどうなんだろうというようなことにも注意をしながら、必ずしも皆さん順調にいくということではございませんので、そういう意味では、保護者も含めて、ケースによっては釧路保健所の支援も受けながら、個別の対応をさせていただく。頻繁にやっぱりいろんなケースが出てまいりますので、1人で悩むということではなくて、保健師同士がカンファレンスをしながら、どう対応していこうか。必要に応じては、栄養の問題も含めて栄養士がきちっと入っていく。複数体制でいろんな相談に対応させていただくということをやっているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（辻川室長） 質問の中に、児童虐待等のことについても触れられておりましたので、学校のほうの状況についてもお話しさせていただきたいと思っております。

各学校から、毎月児童・生徒の状況報告ということで、欠席等々につきましての報告を上げてもらっているところがございますけれども、平成20年度におきましては、不登校傾向にあった、長期欠席していた子供は、小学校に1名、中学校に1名おりました。そ

れで、昨年11月に道教委のほうからも不登校傾向における児童・生徒の状況について、保護者との面談等について確認をするというふうなことの指示もありましたけれども、町内におきましても、それぞれ2名におきましては、学校と保護者の間で連絡を密にしまして、それぞれの状況等についてつかんでいる状況でありまして、この2件については虐待等の事実はないということの確認はしております。ただ、委員おっしゃいますように、虐待については周囲からなかなか気づくことが難しいという状況もありますので、学校におきましては、養護教諭、あるいは担任等の協力も得ながら、子供の変化を見ながら、そういう状況がもし少しでもあるようであれば、すぐ報告いただくということで学校のほうには指示をしているところでございます。平成20年度においては、そういう虐待の状況は今のところないということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 妊婦健診等についてはわかりました。

それから、私は、今、指導室長のほうからも、あるいは担当者のほうからもお話がございましたけれども、子育ての中での虐待と申しますか、お互いに感じていないものであっても、時間が経過する中で、それになっているというような事例もありますよね。それと、例えば家庭崩壊等の問題もありますから、そういう中で、子供がどう扱われているのかということも非常に興味を持っていかなければならない問題ではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、相談する機関としていろいろ今課長のほうでも説明されておりましたけれども、結果的に相談の会議に上がるまでと申したら、もう事実が起きることなんですよね。そうではなくて、問題が、ちょっとでも変だなというときに、それをきちんと調べ上げていくということをしなければ、今までの事例は、児童相談所までいっているのに、児童相談所が手を打たなかったということで、記者会見やって頭を下げなければならない。そういうことはどんなことがあっても厚岸には1件もないようにしなきゃなんないんですよ。ですから、例えば子供たちが朝食を食べないで、とらないで登校する子はどういう子なのか、どういう家庭状況なのかだとか、例えば、どこかにちょっと傷ができたときにも、きちんとそれは何の原因でそうなっているのか、そういうことを調査していく必要があると思うんですよね。ですから、厚岸町にはそんな事件は絶対起こさないということを、本当に子供というのはけなげなものでありますから、そういうことを、親に対する信頼だとかそういうものも持っている子供たちのそういうものを大事にしながら、子供たちをしっかり守っていくというふうに対応するようにしていただきたいというふうに私は考えるわけでありまして。たまたま学校においてもそういう事件がなかったといながらも、それでは学校で、登校してきた小学生、中学生の中に、朝、朝食をとらないで来る子供は何人いるのか、その理由は何なのかとか、そういうことをやっぱりきちんと調べていかなければならないというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 虐待の把握ですが、大変難しい問題だと思っております。隣の保健介護課が行う健診、それらに伴います体の異状、こういったものをきちっと把握しながら、何かそこにおかしいものがあるぞという段階で発見できるような努力というもの日はごろからしておりますけれども、さらに連携を図りながらすべきではないかなというふうに、今お話を聞きながら考えているところでございます。家庭崩壊等々の問題等につながるという意味では、朝食の状況とかも把握しているのかということですが、保育所につきましては、毎年、保育所給食アンケート調査というものをやっております。それによりますと、朝食については、食べるという部分につきましては、18年度では89%を超えていると。それから、19年度は94%を超えていると、そういう状況もあります。20年度については、ちょっと今、数字が今まとまっていないので、持ち合わせておりませんが、同じような数字だったと記憶しております。ですから、保育だよりを通じて、そういった朝食の大切さも含めてPRといたしますか、そういったことにも努めながら、きちんと親が食事を提供している状況があるのかなのかということがわかりますので、これによって、そういったことでも把握できるのかなと思いますし、そういう保健活動との連携も図ってまいりたいなというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（辻川室長） 朝食の件につきましてですが、平成20年度の学力・学習状況等調査の中、これは小学校6年生と中学校2年生対象なんですけれども、この中で、朝食を食べているという状況につきましては、全道及び全国との平均値とほぼ同数、あるいは小学校におきましては若干高めの数値であらわれているところですが、全学年についての調査につきましては、平成20年度は行っていませんので、その部分については、全体としてどうなのかというあたりは、これは改めて把握する必要があるかなというふうに考えております。平成20年度の学力・学習状況調査の中では、中学校ではほぼ全道、全国と同レベル、小学校は若干高い数値ということで傾向が出ておりますので、ご理解願います。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

131ページ、2目児童措置費。

3目ひとり親福祉費。

4目児童福祉施設費。

13番。

●室崎委員 ここに出てくる子育て支援センター、これについて、今どこでやっている、どういう状況なのか、教えてください。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 子育て支援センターのご質問でございます。

今、場所につきましては、厚岸保育所内の一部の保育室でその実施を行っております。だんだんだんだん利用者が増えておりまして、毎日開設しているなかよしサロンということでは、19年度では児童が1,827人、それから、あみかで月1回、金曜日のみ実施しています。すくすく広場と言われる事業ですが、ここでは19年度では162名の児童、それから、年数回、医師も含めて子育てアドバイスという事業を行っておりますが、19年度は3回行っておりまして、児童のみでは29名、それから、絵本の広場の事業につきましては199名、それから、月1回開催しております親と子の遊び場の提供という事業では142名の利用者、それから、相談件数で申し上げますと、電話は3件、面接による相談件数は63件、合わせて66件という、これは19年度の実績ですが、20年度は、さらにもう既に、今、2月末ですが、同じく申し上げますと、申し上げたほうがよろしいですね。

（「ざっとでいいですよ」の声あり）

●福祉課長（土肥課長） なかよしサロンで言えば、もう既に2月末で2,355人、すくすく広場で申し上げますと189人、子育てアドバイスでは61人、絵本の広場では224人、親子遊び場教室では160人、電話相談等では51件という状況になってございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 非常に実を上げているというふうに思われます。

それで、奔渡保育所の改築のときにもこの話が出ていまして、それで、イモの子を洗うような状態だというような意味のことをおっしゃっていましたが、それは厚岸保育所で毎日行われているなかよしサロンのことを指すんですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 大きなところではなかよしサロンが既に2,355名と。大人も含めると相当な数が増えているという状況にございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、こういうものを、あみかで行っているようなものも含めて、奔渡保育所のほうに、でき上がったら移るといふふうに考えていらっしゃるんですね。

- 委員長（音喜多委員） 福祉課長。
- 福祉課長（土肥課長） あみかで行っている部分についてはあみかで行うと。今現在行っているなかよしサロンについてのみ移動するという考えでございます。
- 委員長（音喜多委員） 13番。
- 室崎委員 奔渡保育所に改築して移りますと言ったって、来月すぐ移れるわけじゃないですよ。大体1年置いて、早くても22年度ぐらいからというようなことになるんじゃないかなというふうに思って聞いていたんですが、その程度に考えておけばいいですか。
- 委員長（音喜多委員） 福祉課長。
- 福祉課長（土肥課長） 準備等を含めると、やはり工事が完成する、それから移動時間、きちんとした事業を実施できるまでの時間というのは必要ですので、やはり22年度がめどになるのかなとは考えてございます。
- 委員長（音喜多委員） 13番。
- 室崎委員 それで、この1年間の、そこまでの間の問題なんですけど、何か奔渡保育所に移るんだというときに強調なさっていたようですけども、今の場所は非常に狭くて、その場で相談もしたい親御さんも見えるんですけども、すぐ隣に人がいるようなところでは、やはり本当に相談をしたいような大変なことほど、人に聞かれてはやっぱりよろしくないようなことだと思われるんですよ。ごく一般的な話だったらいいんですけども、やっぱり切羽詰まっている話ほど、やっぱりプライバシーの問題が絡むと思うんです。それで、その間、奔渡ができるまでの間、そんなに狭いんだったら、何かかわる会場なんていうことは考えられませんか。
- 委員長（音喜多委員） 福祉課長。
- 福祉課長（土肥課長） できれば移動しながらやればいいんですけども、少ない人数の中で、これだけ来られているものですから、職員1人と臨時職員1人という対応の中では、職員室の中に小部屋がございまして、これは職員室というのは保育所の職員室なんですけど、それに同じく一画に、これはまた別になった職員室がありまして、そちらの中に移動してもらうという方法をとりながら、お話を聞かせてもらうとか、あるいは、別に時間帯を変えて電話をかけ直すとか、こちらからかけ直すとかいったことをさせていただきます。
- 委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 それで何とかできるという状態なんですか。
- 委員長（音喜多委員） 福祉課長。
- 福祉課長（土肥課長） 十分ではないとは思っておりますけれども、今のところはその対応でいかざるを得ないのかなというところで考えてございます。
- 委員長（音喜多委員） 13番。
- 室崎委員 近隣の他の施設を使うというようなことは不可能ですか。
- 委員長（音喜多委員） 福祉課長。
- 福祉課長（土肥課長） 日にちを変えてとか、そういった形では可能であろうかと思えます。今そこで受けた話を、一緒に移動するということにはならないということになります。ほかの方もいらっしゃいますので、何かあるということになってしまう。それすらも嫌がる親の方もいらっしゃるということですので、そういう、隣に社協の施設とかもございますが、そういったものがもし借りれたり、あるいは、あみかの中で別な日とか、相談室もございますので、そういったときに応じられるような、あみかでは金曜日にやっておりますので、そちらで対応できるときにはそちらの特別な相談室もございますので、そういったことも利用は可能かなと考えてはおります。
- 委員長（音喜多委員） 13番。
- 室崎委員 またそれはそれでいろいろな問題があるんだろうとは思いますが、隣の施設というのは、社協や福祉センターだけではないんですよ。厚岸小学校もあるわけですよ。厚岸小学校なんかの場合には大分空き教室の余裕もあるんじゃないかなという気がするんですがね。そのあたりで、スペースを借りるというようなことも全く不可能なんでしょうかね。イモの子を洗うような状態で、相談以外にも、皆さんが大分窮屈な状況になっているという話も、相当それも厳しいんだと。当初から考えると、非常に多くの方がお見えになるようになっていくというふうには聞いているんですよ。そのあたり、打開策が、奔渡ができるまでの間、1年びっちりとは言いません、それから、始まってからということになれば、何カ月か知りませんが、というような次善の策でできないものですかね。これ、教育委員会との間で相談をするというようなことも、これは全く、何かいろいろな壁があって不可能だということになるものでしょうか。
- 委員長（音喜多委員） 教育長。
- 教育長（富澤教育長） 急にいただいたお話なので、即答というわけにはいかないですけども、確かに空き教室はありますけども、いろいろな形で学校現場で使っていること

も事実ですから、学校のもちろん管理の問題も出てきますので、その辺は相談させていただいてから、学校含めて検討はできるかというふうには思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 検討できる場所がありますので、今後ちょっと検討してみたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

●室崎委員 ぜひお願いします。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。それ以上、今、本当に急な話だから、それ以上言いません。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

5 目児童館運営費。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。

（「149ページですね」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 149ページです。

（「ページ数言ってください、お願いします」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 衛生予防費のところ、有害動物対策等、それから、病症媒介動物というんですか、これが出ているんですが、この二つ、ちょっと簡単に、本当に簡単で結構ですから、説明してください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

有害動物対策でございますが、この科目につきましては、主に山間部地域にいるノイヌの駆除を行う予算、これが買上金というところがございますが、これが1頭当たり6,000円で買い上げする、駆除された方にお支払いするという内容でございます。

それから、病症媒介動物、これにつきましては、エキノコックス症を発生するおそれのあるキツネの駆除、これに対して同じく1頭分6,000円の支給をするというのが主な内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 有害動物というのは、エゾシカの、きょうも防災行政無線で入っていましたが、あれはここではないんですね。それをまず確認。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） エゾシカの駆除の予算につきましては、農林水産業費の林業総務費のほうにありまして、そちらのほうで計上しています。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ノイヌ、野犬じゃなくて、もう本当に半分オオカミみたいになったやつをいうんでしょう。これ、一時は非常に世間を騒がせたと言いはおかしいんですけども、随分と問題になりましたが、このごろはどうなんでしょうか。やはり相当被害が出ているんでしょうか。ごく簡単に結構ですから、教えてください。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ノイヌの被害の状況でございますが、ノイヌは性格上、群れて狩りをする習性があるということで、主に酪農地帯でウシ、特に子牛をねらう場合があるというふうに聞いております。具体的に被害に遭って、例えば何か重大な事故に結びついたという情報はありませんが、周辺にそういう対象のノイヌがいるという、そういう情報をいただいて、駆除対応しているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今は具体的に、ひところのように、危なく子供が登校か下校の最中に囲まれて襲われかかったとか、あるいはうちのニワトリがやられたとか、あるいはうちの子牛が危なかったとか、そういうものはないということですね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者がおっしゃられるような状況には最近はないということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。ただ、だからといって全く安心して、もうそういうものはないんだとは思われないと。これはいつ出てくるかわからないという状況だということですよ。

それで、エキノコックス媒介動物というと、キタキツネというんですか、ここらにいるキツネ、それがエキノコックスにかかっている、それから、それと人との間をエキノコックスという、あれは病原虫になるんですかね、それが行ったり来たりして、人の肝臓に入ったりすると大変ですよという話だというふうには伺っています。

それで、これはやっぱり毎年この周辺でそういう病原菌になるのか、病原虫になるのか、僕はよくわかりませんが、それはやはり存在すると、危険だという状況にはあるということですね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） キツネは、ご質問者おっしゃられるように、そういったエキノコックス症を媒介する虫といいますか、そういったものを宿す性格を持っているということは、ご質問者おっしゃられるとおりですが、それがこの周辺にいるかということですが、これにつきましては、定期的に釧路保健所が調査することになってございますが、データ的にはちょっと古いんですが、平成17年度に厚岸町から持ち込まれた検体で3体調査されておりますが、そのキツネからは出てこなかったという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 これは町立病院のほうでデータ持っていると思うんですが、やはり現在、厚岸町でエキノコックスの患者というのはやっぱり出ていますか。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 実は年明けに、年に1回、北海道大学の第1外科で、ずっと今まで風土病ということで、道の衛生研究所を含めて、当時は風土病ということで北海道が予算化をしてやっておりました。今は、実はそれが既になくなりまして、一講座の中で、経過観察含めて、擬似患者とかかっている患者についての追跡調査をやらせております。今回も来られまして、検査を行いまして、検査件数はちょっと押さえていませんけども、私、なって4年になるんですけど、その中での新たな発見というのは聞いてございません。経過観察をしているというふうに先生のほうから聞いております。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員　そういう新たな患者がぼんぼん出るという状況でないということは大変ありがたいんですね。これは要するに体に入ってから発症するまでえらい時間がかかるので、前には肝臓の手術をした患者もいましたよね。ですから、決して安心はできないと。ただ、それがぼんぼん出てるんでないということはわかりました。

今、北海道の風土病と言ったんですが、もう津軽海峡を越えて、青森県や秋田県のあたりだったかな、そっちのほうまで出ているというような新聞記事を読んだこともございますので、やはりこれについては日常の、例えば上水を生水で飲まないとか、あるいは上水のかかるようなところの、例えば野イチゴのようなものだとか、あるいは山菜ですとか、そういうものを、火を通さないものは食べないようにするとか、ごく基本的なところを守りさえすれば大体は大丈夫だというふうに思うので、そのことに関する、やっぱり町民への啓発というのは非常に必要だと思いますので、この点はどのように行っているか、また行っていくか、それについてお聞きしておきます。

それと、もう一つ気がかりなのは、去年、しか北海道新聞の記事に出たんじゃないかと、私、何月何日なんていうのは、もうこの年ですので記憶がないんですが、イヌに感染が広がっているんじゃないかという専門家の学術会議か何かでの発表があったらしいんですね。そうすると、そういうことも含めて、やはり注意をしていかなきゃなんないということになるかと思いますが、そのあたりはつかんでいらっしゃるでしょうか。それから、そういうものを含めて、やはり住民へのきちんとした啓発が必要でないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員）　保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長）　私の立場からは、保健予防の視点で、エキノコックスに対する取り組みの部分の報告と、それから、課題をいただいておりますので、その辺についてもご答弁させていただきたいと思います。

私どものほうでは、小学校3年生の児童を対象に、年1回、エキノコックス検査のための採血をしております。そのほかに、一般の方を対象にした、過去5年間、エキノコックスの検査をしていない方のデータを、検診の申し込みと同時にチェックをさせていただいて、そこで受診を勧奨させていただくというようなことをしております。これら、児童の場合は保護者を通じて、それから、それ以外の方については受診勧奨の際にエキノコックスについての情報なんかを出させていただいておりますが、一般町民向けに、質問者言われるような、日常生活の中で特に注意を要するとか、配慮をしなきゃいけないというようなことを意識的に最近はやっていないという状況でございます。言われますように、しばらく罹患が出てこないという状況の中では、意識的にそういった情報を日ごろ流していく必要があるだろうというふうに思いますので、今後の中できちんと住民に情報提供をするようにしていきたいなというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、イヌからエキノコックス症の原因となる状況があるかというご質問にお答えしたいと思いますけど、まず、キツネと同様の行動をとるノイヌについては、そのおそれがかかなり高いというふうに考えてございます。それから、野犬についても同じような状況にあるのかなど。さらに、飼いイヌでございますが、これもご質問者も情報得られていると思いますけど、飼いイヌからも発生しているという状況もございます。ですから、そういった状況もあるということを保健介護課のほうと情報共有しながら、未然の防止に努めてまいらるべきであるというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

●室崎委員 結構です。

●委員長（音喜多委員） いいですか。
ほか、ございますか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。
2目健康づくり費。
13番。

●室崎委員 前もって資料をお願いしておきました妊産婦健診の公費負担の拡充とドクターヘリ、妊産婦健診もここですね。これについて、まず簡単に結構です、説明をしてください。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 152ページ中段にございます、釧根広域救急医療確保負担金でございます。ここに従来の協定によります釧根の広域救急医療確保に関する協定に基づくものと、それから、ご質問者おっしゃいます、新たにドクターヘリ運航にかかる負担金の分が入り込んでおります。金額で申し上げますと、広域救急医療に関する負担の分が187万6,000円でございます。それから、ドクターヘリ運航に伴う負担の分が105万7,000円という分が、この中に二つ入っております。ご承知のように、ドクターヘリにつきましては、2月の段階で北海道から釧路、根室にも1機配属をします。費用につきましては、国と道が半分ずつ持ちましようという制度でございまして、国が2次補正の財源の中で北海道に旭川と釧路方面、2機の配備の確定がされました。北海道がその負担すべき財源を確保できるかどうかという問題が実は表沙汰になったんでありますが、北海道も2機分について予算を確保するというところで、私どものほうに新年度の中で運航可能になったということが伝わってまいりました。

資料にありますように、21年度の運航開始の予定は、実は4月からではなくて、早くて7月からという予定で今進んでおります。運航体制でございますが、それぞれ基幹病

院としましては市立釧路総合病院がドクターヘリの基地になるということでありまして、釧路孝仁会記念病院にヘリの格納庫を置くということでございます。出動の態勢でございますが、基本的には、21年度は別にしまして、365日、太陽の出ている間は運航ができるという態勢をとっております。逆に申し上げますと、日没になってしまいますと、有視界飛行の関係で、ドクターヘリが対応できないという問題がございます。そういう意味で、季節によっては、夏の間は相当遅い時間までは運航可能でしょうが、冬時期になりますと日没が早くなりますので、そういう状態の中で運航するということでございます。出動範囲でございますが、基地病院から100km圏内ということで、釧路、根室管内全域を一応対応できるということでございます。厚岸の場合、離発着上、各学校グラウンドなど、21カ所というふうになっておりますが、昨年の10月のデモの飛行のときには、厚岸消防署のほうで若竹の第1埠頭、それから、門静の望洋台、それと、上尾幌の学校のグラウンドという3カ所を選定しまして、ここで対応しようということでスタートしてございますが、ここに載っております21カ所は、北海道が持っております防災ヘリ用の発着場が釧路市立病院として情報管理をしているということでございます。ドクターヘリの移動時間でございますが、通報から5分ないし6分以内に離陸ができるという態勢をとるようであります。離陸してから約12分で厚岸町に入ってくる。トータルで18分程度で来れるのではないかというような話でございます。ドクターヘリの出動の流れ、それからドクターヘリを要請する基準については記載のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

2枚目のほうをごらんいただきたいのでありますが、年間の運航費用について掲載をさせていただきました。国と道が約8,000万円ずつ負担をいたします。そのほかに、運航態勢にかかります助成が約120万円あって、収入では1億6,220万3,000円という金額で初年度示されております。2年目以降も収入につきましては同額でなるだろうという見込みでございます。

一方、費用としまして、記載がありますように、ヘリの運航費用、それから人件費、運航調整費、その他経費含めて2億400万円を超える費用がかかるということで、初年度で申し上げますと4,200万円の不足が出るということでございます。2年目以降、約4,600万円というふうに括弧書きで書いてありますが、これは初期投資の償却分の費用も含めて若干上がってくるというお話であります。この4,200万円のうち、実は釧路市が半分を負担をするということで協議が整っております。残りの50%分につきまして、釧路管内及び根室管内の町村が半分を均等割、残りの半分につきまして、人口割でありますとか、基地からの距離、それから、重篤患者の搬送件数の見込みというようなものを掛け合わせまして、それぞれ負担割合を計算をしております。記載にありますように、厚岸町は初年度140万9,000円という金額でございましたが、7月からの運航予定ということで、9カ月分が今回105万7,000円ということで、当初予算に掲載させていただきました。

それから、妊婦一般健康診査委託料のほうでございます。

こちら資料で出させていただきましたが、まず1枚目の部分につきましては、国が示しております、妊婦が健診費用の心配をせずに必要な回数、14回程度というふうにしてありますが、14回程度の妊婦健診を受けられるように公費負担を拡充をしようということが打ち出されました。ここで書いてあります、現在、地方財政措置されていな

い残りの9回分ということを書いておりますが、これは何かといいますと、平成19年に、国はあるべき公費負担の回数は5回としようという努力目標を全国の自治体に示しました。それを受けて、北海道自体も、北海道の妊婦の健診のあり方として5回を標準にしようじゃないかという取り組みをしております。この5回分と、今回示しました14回との、残り、いわゆる9回分について、国は平成22年度までの間、いわゆる2年と、実施的には2カ月分になりますかね、平成20年度からスタートしている制度でございますので、20年度末まで2分の1を国庫補助で出しましょうと。残りの2分の1については地方財政措置、いわゆる臨時調整交付金、交付税ですか、特別交付税の対象費用として算定しましょうというような制度の仕組みになっております。この表の一番下に書いてありますが、厚岸町につきましては、これまで19年度までの公費負担の制度、いわゆる2回分を公費負担として実施をしてきたということでありまして、今回、21年度から、国の必要な回数14回程度というものに見直しをしていこうというのが今回の予算の中身でございます。

次のページをごらんいただきたいんですが、左側の表は平成20年度までの厚岸町が実施しております2回分の公費負担の内容でございます。前期20週までを1回目としまして9,700円、それから、後期20週以降4,100円、合わせて1万3,800円になります。一番右側の表が、今回、14回にするそれぞれの健診の単価でございます。この単価は、実は北海道が北海道医師会、それから助産師会と協定をしております北海道内統一の単価でございます。14回分プラス、一番右にあります超音波検査というものを、厚岸町も、これまでは出産時35歳以上のみ1回、5,300円という負担をしてまいりましたが、今回の見直しの中で、妊娠から出産までのうち6回分について、超音波検査を導入をしようということでございます。1人当たりのかかる費用につきましては、一番下にあります8万2,830円という金額になるわけでございます。

以上が予算の中身の説明でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 どうもありがとうございました。

それで、一、二お聞きしますが、まず、ドクターヘリに関しては、大変画期的なものが入ったんだけど、残念ながら日没後は飛べないんだということ、これはやはり皆さんにわかってもらわなきゃなんないところだと思います。夜谷中でも18分で飛んできて運んでくれるんだと。場合によっては夜中のほうが不安ですからね。ということではないんですということをごきちんと町民にも知らしめていただきたいなと思います。

それから、このヘリ出動せよという判断、これは消防の救急が行うということなんでしょうか。場合によっては、例えば、今でも、町立病院に入った救急車がまた釧路に向かって走るといふ転送というのがありますよね。そういう場合にももし使われるとすれば、町立病院で判断して、すぐドクターヘリを呼ぶというようなことになるかと思いますが、その判断はどこがするのかということです。そのあたりをお聞かせ願います。

それから、妊婦健診の公費負担拡充については、大変ありがたい話なんでして、今までは厚岸町は2回だったのが、今度は14回になると。超音波健診は1回だったのが6回

になるということですから、大変厚い手当がされているということですよ。厚岸町立病院の中には産婦人科ありませんよね。周産期指定病院ではないですね。そうすると、釧路に行かざるを得ないですね。これはどこの病院に行ったときだけというような縛りはないわけですね。

それからもう一つは、今お聞きしましたら、今回、5回から14回にということ国が言って、それについて2分の1、国は出しましょうということが、2年間ですか、差し当たって、それが決まってきたというお話ですね。今までも厚岸町でいろんなやってきた補助の中で、万やむを得ずということなんでしょうが、国の補助や道の補助がなくなったために厚岸町もできなくなってしまったというのはいろいろありましたですね。これも国の補助2分の1がなくなったときは、また町としても考えざるを得ないというものなんでしょうか。それとも、この後はずっとこれでやっていこうと考えているんでしょうか。そこを含めてお聞かせください。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ドクターヘリの運航の時間帯の問題、おっしゃられるように、よかったよかったではなくて、利用の仕方のマナーではありませんが、こういうときには利用できないんだよということの町民への周知につきましては、おっしゃられるとおり、事前に周知ができるように、私どもも情報提供していきたいと思っております。

それから、ドクターヘリ出動の判断の部分でございますが、私ども今聞いておりますのは、救急隊の判断によるということでございます。救急隊が基地局のほうに出動要請をする。そこからヘリに乗りますドクターとの情報のやりとりが始まるということでございます。ものによっては、まれなケースでは、ドクターヘリに搭乗しているお医者さんから救急隊のほうに、厚岸の町立病院に収容しなさいとかという指示もあり得るというお話でございましたので、町立厚岸病院のドクターを介してドクターヘリとの情報のやりとりというのは基本的にはないんだというふうに思っておりますので、現場の救急を行います救急隊の判断によってということになるんだというふうに思っております。

それから、妊婦健診の健診の医療機関でございますが、産科婦人科のある北海道医師会の会員さんの医療機関ということになりますので、その意味では、ここの医療機関は使えませんとかということではございません。もう一つ申し上げますと、現在厚岸に住んでいらっしゃる、実は出産を機に札幌の実家に戻りますというようなケースも想定されます。これは北海道内の医療機関でございますので、北海道と医師会との協定に基づく同じ制度での利用ということが可能でございます。

それから、四つ目にあります、国の補助の問題でございます。私どももほかの市町村もそうなのでありますが、何だこの2年間はどういうものが、実は担当者としてはございます。2年間で切ってしまうのかということになります。質問者ご承知のように、補助制度であるうちは間違いなく入ってくるんでありますが、特別交付税の扱いの財源措置、いわゆるここで言っています地財措置として見ましょうというのが、どこに入ってくるのよというのが、現場としてはそんなあやふやな制度ではなかなか継続するというのは

難しいという問題も一方でございます。そういう意味では、とりあえずは国の補助制度のある2年間については私ども継続させていただきますが、もう一方で、実は19年度に子育て支援で立ち上げました通院費助成というものがございます。1回につきお一人2万円というのがありまして、これは町の独自の施策として立ち上げたものでございます。国の補助が続かない中で、じゃ、19年度に立ち上げた一方の通院費支援というものも抱き合わせで継続できるかどうかという判断もこの2年の中ではせざるを得ないという部分も、率直に申し上げて、財政上の問題として実はございます。

それはそれとしまして、これは全国の問題でございますので、国のつくった補助制度の継続というものを、やっぱり声を大きくして取り組んでいく必要があるのではないかと。2年間でなくなっていい制度ということには私ども思っておりませんので、国策として、妊娠から出産まで、安全な施策をどう継続させていくのかというのは、これは国の施策として必要だという認識の中で私どもも取り組んでいきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 大体わかりました。

まず、ドクターヘリに関しては、今、マナーが云々と言ったんだけど、そうじゃなくて、ヘリが飛べる時間帯というのはこれしかないんですということは、やはりきちんとやっていただきたいと思えますね。それから、ちょっと救急車じゃなくてヘリ回してくださいと言ったって、それはできるもんじゃないよということは当たり前のことですから、それについてもきちんと。

それから、病院転送のような場合で急を要する場合ってあると思うんですよね。例えば脳卒中に関して、何分以内に使えば効く薬というのがあるそうですが、そういうような、それも本当の脳外の専門家が使わないとならないような薬という話も聞いたことがありますので、やはり町立に入って町立から行くときは必ず救急車でということにはならないと思うんですね。そのあたりはもっと詰めていただきたい。

それから、離発着場というんですか、それが防災ヘリ用で押さえているところがみんな使われるような話だと、例えば町立病院に、今急に運んでくるとか、あるいは町立病院に一たん入った患者が飛び立つとかいうときには、真龍小学校のグラウンドが恐らく一番近いところだろうと思うんですが、そういうところが使われるであろうということは考えておいていいんですよね。その点、確認します。ちょっと待ってください。

それから、妊婦健診の公費負担の問題について、2年間だけは間違いはないけれども、その先はわかりませんというような国の対応というのは甚だ疑問であると現場としては強く感じるというお話でした。私も同感なんです。とにかく何とか、せっかくいいものであれば、うれしがらせて、泣かせて何とやらというようなことにはならないように、これについては今後ずっと継続していけるように、特にお願いしていきたいということなんですが、いかがでしょう。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、妊婦健診助成事業につきましてお答えをさせていただきます。

今、担当課長からいろいろ詳しくお話しいたしましたとおり、今回の事業は2年間でございます、補助金がありますのは、23年からはないわけでありまして。すなわち、町がやろうとすれば、町自体の負担というものがのしかかってくるわけでありまして。さらにまた、厚岸町といたしましては、先ほどお話ありましたとおり、通院に対する援助、支援もいたしておるわけでありまして。そういうことで、私どもといたしましては、さらに継続できるように、国に強く要請していかなきゃならない。これはいい制度ですから、私はそのように思っております。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 病院転送の件でございます。

先般、基幹病院であります市立釧路総合病院のほうからも、この運航を立ち上げるに当たって、厚岸町の町立病院にも協議機関として入っていただきたいというお話がございました。それは委員おっしゃるように、必ず釧路に搬送するというものではなくて、地元の町立病院が受けるという場合も想定した中でのお話でございましたので、今後の中で、専門の立場でもっと詰まったものになってくるのではないかなというふうに思っております。そんなことで、今後の協議の中で進めていきたいなというふうに思っております。

それと、真龍小学校が具体的に発着場になるのかどうかということですが、面積から申し上げますと問題ないんだろうなというふうには思っておりますが、基本的に患者さんを搬送するという意味では、土ぼこりの立つところはなかなか着陸しづらいという問題があるようで、具体的に、去年のデモのときも、若竹の岸壁に着陸するために、事前に水をまくというような作業をやっていたようであります。そういう意味で申し上げますと、真龍小学校のグラウンドにおりるよりは、コンキリエの駐車場を使わせてもらったほうが距離的にはいいのかなと。ただ、車が駐車している場所でございますので、具体的には警察や管理しておりますコンキリエの連携の中で車を移動してもらう等の作業があるかもしれませんが、そういうスペースも確保しながら、臨機応変にやるというのが基幹病院の側の思いであります。場合によりましては、警察が出動している場合の負傷者がたくさんいるというようなケースの場合は、直接道路の通行規制をして道路におりるということもあるようでありますので、そこは現場の警察との連携の中で臨機応変にされていくんだろうというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 よろしくお願ひいたします。そういう専門的な話になると、本当にそういう関係機関の連携によって生かしていくということになりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、別に問題についてお聞きしますが、すこやか親子21という国が出した案がありました。それから、健康につぼん21というものがありましたですね。これがヘルスプロモーション、自分たちの健康を自分たちでつくる、地域で支えるという基本理念によって国がモデルを示しました。それが各市町村へそれぞれ独自につくっていったんですが、厚岸町は非常に先進的な取り組みをしまして、このすこやか親子21というのは、大体高校生ぐらいまでの間を中心にしていましたな。それと、健康につぼん21というのは生まれてから死ぬまでのライフステージすべてが当たりますね。それを一緒にして、しかも数値を入れて、みんなすこやか厚岸21という基本プランをつくりましたですね。これは現在どういうふうに動いているのでしょうか。ことしの町長の執行方針の中には、再度これが顔を出していますが、こういう健康づくり計画というのは、町民みんなが納得して、一緒になってやらないとできないんですよという話は、厚生文教常任委員会で11月に奈井江町のヘルスプロモーション計画の説明を受けたときに、担当の保健師の係長さんだっと思いますね、見たところまだ若い方でしたが、役場の中で数人が集まってごじょごじょとつくって、さあ、こういう計画つくりましたから皆さんやりましょうといっても町民は動いてくれませんかからと、すぱっと言い切っていて、別に厚岸町だって一部の人間がごじょごじょとつくったわけではないんだけど、さあ、町民を大きく巻き込んで動いているのかな、どうかなということは、改めてこちら胸に手を当てて考えなきゃなんないなとは思ったんですが、これは今どういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

厚岸町がつくりましたみんなすこやか厚岸21の、いわゆる健康づくりの計画でございますが、平成14年度から21年度までの8年間の計画でございました。この計画の中では、大きな目的としまして、町民がみんな取り組む課題としまして、塩分を減らしていこう、それから、たばこの喫煙率を下げていこう、そして、歯の取り組みの3本柱で進めていくという大きな目標の中で、それとは別に、それぞれ年代構成のライフステージに合った取り組みというものを計画の中に盛り込んでスタートしたわけでございます。

質問者おっしゃられるように、ヘルスプロモーションそのものが地域に根ざして、いろんな角度でいろんな団体がその取り組みをしていくということにつきましては、そうしなければこういった計画自体もなかなか進みづらいという部分につきましては、私どもも十分これまで取り組んできた中身も含めて反省をさせられておりますし、今後の中でそういった体制をどうつくっていくのかということが大きな課題になっているという認識でおります。

これまで地域とのつながりの中では、保健師を中心に、担当する地域割りみたいなものをきちっと持とうじゃないかという目標を持ちながら実は取り組んできておりますが、保健師体制が目まぐるしく入れかわるという中では、なかなか思ったような活動までいっていないということも事実でございます。そういうような中で、地域との人とのパイプといいますか、この地域のこの方にいろんなことを相談すれば、いろんなことが支援

していただけるし、こちら側も情報提供ができるという、そういった関係がなかなかつくられていけていないという意味では、これからの地域における、あるいは町民の方と健康づくりを進めていく上での大きな課題でもありますし、そのことをやり切ることが目標になってくるという認識であります。

実は平成18年度に、この計画の中間評価というものをやるということで、住民の方々に再度アンケートを送らせていただいて、その回収したものをもとに中間評価の分析をしようということで進めておりましたが、その作業自体も、少しというか、かなりおくれておまして、21年度の早い時期に取りまとめをする中で、次の課題に向けた取り組みというものを進めていかなきゃいけないなということで、今担当のほうと話をしているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 結局、みんなすこやか厚岸21は途中から眠ってしまったということですよ。14年から17年で4年間、18年から21年で4年間、8年間、中間というのは17年度と18年度の境になるわけですよ。したがって、過去4年間に最初に立てた目的がどの程度達成できたのか、ここはうまくいったし、ここは弱いということをきちんと出して、次の後半の4年間に向けて、また修正すべきものは修正しながら動き出すということをつくったんですよ。ところが、中間評価がいまだにまとまらないんです。これから中間評価をまとめましょうと言っていたら、21年終わっちゃうんですよ。要するに、前半の何年間かは動いたんだけど、そこで終わり、あとはいびきかいてたと言われたときに、何と答えますか。しかも、これは私、議会で初めて指摘することじゃないですよ。もう既に同じことを言っています。しかし、全く動いていない。確かに国はある日突然メタボ、メタボと言い出して、全く違う個別検診の話をぼーんと出してきて、しかも、それをちゃんとやらないと、よこす交付金や何かにペナルティなるものをつけて減らすぞとやられたわけですから、担当者はそれに振り回されているのはよくわかります。ただ、総合的なヘルスプロモーションの考え方の目で見ると、メタボというのはごく一部分なんです。あそこで出たもので全部二重丸がついたら、それであなたは健康ですよ、大丈夫ですよ、全く心配ありませんなんて言えないんですよ。あの指標に出てこないで、出てくる病気というのは結構あるんですよ。それをお医者さんやそういう専門家の皆さんは、一体何をやってるんだという、非常にからい評価をしていますよね。そういうものを健康づくり計画の中に取り込みながら、それだけでは足りないんだから、こういうことをやんなきゃなんないんだということを明確に打ち出しているいわゆるまちもあるわけですよ。

それで、じゃ、今3本柱とおっしゃったんだが、塩とたばこと歯ですか。このうち、塩とたばこというのは、当時、これをつくるときに、厚岸町の調査によると、厚岸町というのは、全国平均、全道平均に比べて、循環器系の病気、心臓だとか、それから脳卒中、これが高い、非常に率が高い。その大きな要因を示すのが、塩分の取り過ぎ、それからたばこであると。だから、まずこれを抑えよう。それからもう一つは、子供を中心にした歯。それで、歯科のお医者さんに言われると、子供があけた口の中を見ると、

その家庭が見えるという言い方をします。すなわち、小さい乳幼児期から始まった子供の時代の健康管理というのが一生を決めてしまう。例えば骨粗鬆症なんていうものは、中学生ぐらいまでの間にきちんとした生活をして、カルシウムを自分の体の中にどれだけ取り込めたかによって、年をとったときの骨の中のカルシウム量が決まってくる。二十歳過ぎてから一生懸命取り込んだって、もう体にはたまらないんだというようなことをおっしゃっていました。その計画づくりでいろいろな資料の話聞いたときにね、そんな話が出ています。ですから、非常にいい線突いてるんですよ。それだけに、これをそのまま眠らせてしまうというのは、厚岸町にとっては大変もったいないんですよ。けれども、何せあれも忙しくて、これも忙しくてという話に終始しているのであるならば、こんなものつくんなきゃいいわけです。やはり今からこれ、どういうふうにしていくのか、見通しを示していただきたい。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご指摘のあったように、平成21年度までの計画でございますから、中間評価に向けた分析が終わった時点で、もう今の現在の計画期間は終わってしまうというのをおっしゃるとおりでございます。21年度の本当に早い時期に、私ども担当としての一つの間接評価というものの方向性を出させていただいて、この計画づくりのいろんなノウハウを持っていらっしゃる保健福祉医療の総合サービス調整推進委員会の皆さんにもこの結果についてご報告を申し上げながら、22年度からの計画になるのか、21年度の計画そのものを何年か後ろに終期を変換をする中で、みんなすこやか厚岸21の当初の、所期の目的であります、質問者おっしゃるように、国に振り回されないプランのあり方というものもおっしゃるとおりだというふうに思っております。そういう意味では、20年度から始まりました特定検診の検診項目にも、厚岸は厚岸なりの、いわゆる糖尿病を予防するための検査項目も独自に盛り込みながらというような担当レベルの思いもございまして、それは一つの例でございますが、厚岸は厚岸なりのヘルスプロモーションのあり方ということについてのご意見もいただきながら、次の計画の組み立てになるのか、終期を二、三年延ばした形でのプランの見直しにしていくのかというようなところを相談をさせていただきたいなということで、今、ちょっと3月までは中間評価の作業は進みませんが、4月に終わった時点で作業を急ごうということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 とにかくお願いします。大至急進めていただきたい。こういう形だとまってしまうのは余りにもったいないです。

それで、ちょっと広がって悪いんですが、この健康づくりには、一翼を担うのは教育委員会なんですよ。子供の、これは全国的に体力が非常に落ちているということがあって、今回、教育委員会では、子供の体力づくりという、これはもちろん健康づくりの中の一環ですが、そういうものも進めていくと。それで、みんなすこやか厚岸21という

プランを非常に有効に使っていくという意味の教育行政執行方針の中にもあったというふうに理解しておりますが、教育委員会としても、保健介護課のほうと健康づくりの担当との間の横の連絡を大いにとりながら、総合的に進めていただきたいと思いますので、その点、教育委員会のほうではどんな不安を持っているのか、どういうふうに進めようとしているのか、お答えいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ことしの教育方針にも少し触れさせていただきましたが、昨年の5月に体力の文部科学省が実施した部分がございます、その中を見ると、やはり北海道、既に新聞報道もありましたけども、全国的に見ても低いというふうな傾向があります。

そしてもう一つ、いわゆる体力の基本は歩くことだろうという中で、東京近郊のいろいろな調査を見ると、少し前、二、三十年前については2万歩以上歩いていたと、児童が。それが、最近の調査だと約1万歩ぐらい減って、1万2,000歩ぐらい歩いているんじゃないかというふうなことを言われています。ただ、私の実感では、例えば厚岸町の児童・生徒が1万以上歩いているような気はしないんですよ。それで、できればことし、関係者の方にお集まりいただいて、例えば実験的にいろいろな学校の、例えば1クラスを例にとって万歩計をつけてもらうなり何なりということで、一体どれくらい厚岸町の子供たちは歩いているのかというのをまず数字を出してみ、その中で、全員で、例えば今、全国あちこちでやっているんですが、少し学校に早く出てきて、体育館なりグラウンドで運動しなさいというふうに進める、その中で、例えば万歩計を持って励みになるようであれば、そういうふうな方策も、例えば別の財団法人とかでこういうのを支援しているところもありますので、そういうところとも相談して、財源確保する上で、来年につなげていければいいなというふうに考えております。

●室崎委員 わかりました。結構です。

●委員長（音喜多委員） この目で、ほか、ございませんか。
2番。

●堀委員 ドクターヘリを教えていただきたいと思うんですけれども、負担割合ですね。先ほど説明があったんですけれども、均等割まではいいと思うんですよ。残りの半分を、人口、距離、重篤患者、搬送件数、この場合、見込みというような説明があったんですけれども、これは、例えば毎年毎年、距離は変わらないにしても、人口や重篤患者の搬送実数というようなものが当然出てくるわけですから、そういったものの中で見直しというものが毎年毎年されるものなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 今回使っております計数の部分でございますが、当初は基本的には4年程度のサイクルで見直しをしていこうという案でございました。それは何を根拠にしているかといいますと、さきにスタートしております広域救急の見直しのスパンがその期間でやっているということでございます。根室管内も含めて集まった中では、今回、昨年の10月の実際のデモ飛行の中で、実際に救急の飛行があった町、それから、なかった町、特に根室市は、距離は遠いんでありますが、実際の搬送する患者が発生しなかったということも含めて、今使っている計数自体がいいのかどうかというところが、実は担当のレベルで話になりました。そういう意味では、基本的には4年というスタンスを持っていたんですが、21年度から3年程度でとりあえずは1回、どういう状況なのかという見直しをしようじゃないかということでございます。そういう意味でいきますと、21、22、23年度は、この計数でそれぞれの負担が決まっていくというふうに認識をしております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 わかりました。

あと、今回の地元負担分というのは4,200万円というふうに出ているんですが、その半分を釧路市が持っていただけると。拠点病院があるというだけで、一番ドクターヘリを使わないと思われる釧路市が半分を持ってくれるということで、本当に頭が下がる思いなんですけれども、ただ、やはり釧路市できえ、ほかの町村もそうですけれども、今後、財政負担というものが大きくなってきたときとかといった場合、抜ける、抜けないとかというような話とかにまで及ぶ場合とかということも当然あるのかなというふうに思うんですよ。釧路市にしても、やはりこれだけの財政負担をしていくことができないというような話というのも、やはり出てくることも想定されるのかなと思うんですよ。そういったときに、現在参加している市町村、各市町村でのこれに関しての協定なりを結ぶということはあるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えのほうは逆さまになるかもしれませんが、協定につきましては、広域救急の負担金に関する協定書というものもさきに協定をしておりますので、同様のドクターヘリ運航にかかる負担金についての協定書というものがこれから出てまいります。

それから、費用負担の話でございますが、委員おっしゃるように、釧路市、釧路町あたりは、釧路町は仙鳳趾までありますので、仙鳳趾であった場合にはヘリの要請というのがあるんでしょうが、市街地を中心には、圧倒的多くがドクターヘリがなくても救急車の搬送のほうが早いというパターンが出てまいります。そういう意味では、委員おっしゃるように、私どもは釧路市の思いといいますか、管内の医療水準をどう守っていくのかという思いの中で、半分の負担を釧路市が持つという決意については、本当に頭の下がる思いでございます。

ただ、おっしゃられるように、今後の経費負担のあり方の中で、利用実態も含めて、もう少し釧路市以外の自治体で負担をしてほしいという話が出てこないわけではないと思います。そのときにはそのときの判断として、ドクターヘリの運航が、管内、根室も含めて、救急医療にどういう役割を果たしてきたのかという視点でのやっぱりとらえ方が必要だろうというふうに思いますので、その時点で、私ども150万円以外一切出せませんというスタンスではないというふうに思っておりますので、そのときのまた判断の中で検討しなきゃいけない課題だというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 ドクターヘリの導入に当たって、釧路市で率先して導入に当たって尽力された方というのが、残念ながらもう釧路市のほうに今いらっしゃらないわけで、そういった中で、負担も今後どうなるのかわからない。これは協定なりの中に負担割合なり、釧路市の半分負担とかというものを盛り込むとかということは可能なんではないでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 釧根の広域救急医療の部分の協定書で申し上げますと、運営費に関する負担につきましては、協定書の別表という形で添付がされる手法をとっております。そういう意味では、釧路市を含めて、釧路、根室管内の自治体の均等割の分、それから人口割の分プラス搬送の見込み計数等々のものが別表の中で表示されるというふうに思っております。

（「釧路市の負担分もその別表の中に？」の声あり）

●保健介護課長（久保課長） もちろん入ってまいります。釧路市の場合、市の中心部は利用がないと見込まれますが、阿寒から音別というところも、離れておりますが、行政区画として残っておりますので、そちらのほうの利用は出てくるのかなというふうに思います。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 次、9番。

●菊池堀委員 ちょっとだけ、ドクターヘリの件で。

先ほど出動の範囲、離陸の範囲なんですけど、365日、日中のみを基本ということで、夜間には行わないということですが、ほかに天候状況もあります。一つに、濃霧がかかっている場合、二つ目に暴風雨、自衛隊のヘリに乗って実地研修をしてみたんですけども、釧路駐屯地から離陸し、上尾幌上空、それから尾幌上空、門静の上空まで来ましたら、厚岸がちょうど濃霧がかかっておりまして、あのときはハタナカがありました

が、ハタナカ上空で切り返しになりました。ちょうど濃霧がかかったときであります。札幌の手稲病院、孝仁会病院に実際に行ってまいりまして、ドクターヘリの操縦士と会ってまいりました。有視界飛行の濃霧の場合は危険なので行えないと。それから、消防協議会議員のときに、一般質問のときに、道の防災ヘリを要請したことがあるそうでございます。大けがを負って、呼んだことがあるけども、霧のため、引き返したケースもあります。こういうようなことで、この出動時間、365日、日中のみを基本としてありますが、出れない場合も、やっぱり町民に周知しておいたほうがいいと思うんですが、その辺で。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

委員ご指摘のように、配備されますドクターヘリは、有視界飛行を原則とするということでございまして、札幌の手稲に配置されておりますドクターヘリと同等の能力の中で運航がされるというふうに思っております。そういう意味では、今ご指摘をいただきました濃霧でありますとか、荒天のときに運航ができないというお話はそのとおりだと思いますので、日照、日の照っているときの運航でありますよということも含めて、町民の方々にはそういった、こういうときに運航できないということも含めて周知をさせていただきたいと思っております。ご提言ありがとうございました。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 それから、離発着場でございますが、厚岸町内では、各学校グラウンドなど21カ所となっておりますけれども、東部消防組合に聞いたところによりますと、厚岸水産高校のグラウンドがメイン離発着場となっているそうでございます。そのほか、21カ所というのはどこどこですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ドクターヘリ運航に関します厚岸消防署の基本的な発着場というのは、先般お聞きした中では、北海道が言う21カ所ではなくて、3カ所というお話でございました。1カ所は、先ほども触れさせていただきましたが、若竹の第1埠頭でございます。ここは舗装が既にされているということでございますので。それから、もう1カ所が門静の望洋台駐車場でございます。そして、2カ所ともといいますか、望洋台は国道沿い、それから、若竹の第1埠頭は湖南地区の対応も含めて、それから、上尾幌の学校のグラウンド、ここは国道から離れておりますので、わざわざ国道まで出ない対応の中で、上尾幌を選定をしたというお話でございました。消防のほうはこの3カ所で何とか対応できるんじゃないかというお話でございました。21カ所と申し上げましたのは、基幹病院であります釧路市立総合病院のほうで、実は北海道の防災ヘリの離発着場としていただいた情報がこの21カ所ですということで、今、委員おっしゃられ

ますように、厚岸水産高校のグラウンド、それから宮園公園の野球広場、それから小島海岸の干場、真龍中学校グラウンド、多くは学校のグラウンドでございますが、この中には若竹の埠頭も、それから上尾幌の学校のグラウンド、それから望洋台の駐車場も含まれた中でございます。先ほど申し上げました道の駅の駐車場もこの中に入っております。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 ちなみに、水産高校のグラウンドは防災ヘリでございますので、一応、ドクターヘリの場合の場所はわかりました。

以上で終わります。

●委員長（音喜多委員） ほか、この目でございますか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） ちょっと休憩します。

午後 5 時19分休憩

午後 5 時19分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

今、2目の健康づくり、そのほかございませんね。

3目墓地火葬場費。

次のページ、4目水道費。

5目病院費。

6目乳幼児医療費。

●委員長（音喜多委員） 本日の会議はこの程度にとどめ、16日月曜日に審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認め、よって、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後 5 時21分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年3月13日

平成20年度各会計予算審査特別委員会

委員長

